

総務常任委員会会議録			
日 時	平成２６年　９月１７日（水）	開　　　議	午後　１時００分
		散　　　会	午後　５時５７分
場　所	第２委員会室		
議　題	付　託　案　件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員		
説　明　員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書　　　記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「人口対策の検討について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

人口対策の検討につきまして、配付しております資料に基づいて説明申し上げます。

まず、「1 人口対策の検討」についてですが、①にありますように、我が国の人口減少は今後長期にわたることがほぼ確実な状況にあり、現在、国や北海道においては、人口減少社会における課題の整理や人口対策の検討が始まっている状況にあること、また、②にありますように、国立社会保障・人口問題研究所などによる推計では、本市の人口や若年女性が大きく減少することが推計されているほか、平成25年の本市人口はここ数年では大きな減少数となったことから、危機感はこれまで以上に高まっている状況にあります。

そうした中、③にありますように、人口対策は本市における最重要課題でありますので、これまでの取組を踏まえながらも、本市の現状に即した効果的な施策・事業を展開していくため、また、活力ある小樽市と持続可能な自治体運営のため、改めて人口対策を検討することとしたものでございます。

検討を進めるに当たりましては、④にありますように、人口減少はさまざまな要因が複雑に関係する複合的なものでありますので、庁内横断的な人口対策庁内検討会議を立ち上げ、課題や今後の施策の方向性を整理することとし、その後、経済団体などの民間メンバーに参画していただく官民による小樽市人口対策会議を設置することといたしました。

「2 「人口対策庁内検討会議」」につきましては、去る 8 月 28 日に第 1 回目の会議を開催したところでございます。

（1）の役割といたしましては、①、本市の人口減少要因やこれまでの施策・事業の整理、②、人口対策の方向性や事業の取りまとめとしております。

（2）の構成といたしましては、市長を座長とし、副市長、教育長のほか、資料に記載の関係部長職で構成しております。

次に、「3 検討の進め方」といたしましては、まず人口対策庁内検討会議を設置し、今後の施策の方向性などを取りまとめいたします。その後、②にございます、官民の会議であります小樽市人口対策会議を設置し、庁内検討会議での取りまとめを基に人口対策の検討を進めてまいりたいと考えております。この会議は当面 1 年程度の活動期間を考えており、意見等を取りまとめることとしております。会議の立ち上げにつきましては 11 月中を予定しております。

次に、③であります、官民の会議で取りまとめられた人口対策に関する意見等につきましては、庁内検討会議

で整理・検討し、施策に反映させてまいりたいと考えております。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

石狩湾新港管理組合の協議案件等について、報告事項が 4 点あります。

まず、一つ目の報告事項の平成27年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）につきまして、石狩湾新港管理組合より 8 月 6 日付けで事前協議がありましたので、説明させていただきます。

資料については 1－1 と 1－2 になりますが、資料 1－1 は26年度の国からの配分額と27年度の予算要求額を事業名、施設名ごとに事業費等を示した比較表で、資料 1－2 は位置図となっており、番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。

位置図の右上の「①（直）北防波堤」であります。港内の静穏度を向上させ、安全な船舶航行、荷役作業を確保するため、既設の防波堤を延長するものであり、27年度は基礎工として地盤改良、ケーソン製作・据えつけの工事を予定しております。

国直轄の事業費は20億円、その内訳は、国費が17億円、管理者負担分が 3 億円となっております。

次に、管理組合が施工する交付金事業ですが、位置図の中央右側の「②（交）泊地（－10m）」は、所定の水深を確保し、貨物船の安全な荷役及び係留を確保するため、継続してしゅんせつ工事を行うものであります。

次に、位置図の中央右側、「③（交）泊地（－3 m）」は、漁船の安全な荷役及び係留を確保するため、27年度から新規事業としてしゅんせつ工事を行うものであります。

次に、今の③の下側の「④（交）東ふ頭線（改良）」は、貨物輸送の効率性・安全性の向上を図るため、継続して道路改良を行うものであり、27年度で事業を完了する予定であります。

交付金の事業費は合計で8,600万円、その内訳は、国費が4,040万円、管理者負担分が4,560万円となっております。

最後に、機能債事業ですが、これは、国直轄や交付金・補助事業で行う港湾の防波堤や岸壁などの基本施設整備に対応して、港湾管理者が港湾の機能を効果的に発揮させる整備を起債事業で行うものであります。

今回の事業内容としては、位置図の中央下側の「⑤（機能債）コンテナヤード」は、既設コンテナヤードの狭隘化を解消するため、27年度から新規事業としてコンテナヤードの整備を行うものであります。

機能債の事業費は合計で 2 億円、その内訳は、管理者負担金が 2 億円となっております。

これら五つの事業を合わせまして、事業費としては全体で22億8,600万円、その内訳は、国費が17億4,040万円、管理者負担分が 5 億4,560万円となっております。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会の意見照会を行ってりましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらを踏まえて検討した結果、本件につきましては同意いたしたいと考えております。

次に、二つ目の報告事項として、石狩湾新港長期構想（素案）の概要についてです。

石狩湾新港長期構想は、現在、学識経験者、港湾関係者などで構成される検討委員会において検討が行われておりますが、その内容について中間報告の形として説明させていただきます。

まず、資料 2－1、石狩湾新港長期構想等の概要をごらんください。

構想策定の背景・趣旨についてであります。石狩湾新港を取り巻く状況の変化や23年 3 月に発生した東日本大震災などを契機として、港湾の担う役割も変化してきていることから、石狩湾新港将来ビジョンを基に、20年から30年の長期的な社会・経済情勢の見通しを分析し、港湾の長期を見据えた発展方向である石狩湾新港長期構想を策定するものであります。

その下の左側には石狩湾新港の将来ビジョン、長期構想、港湾計画の関係を、右側には検討のスケジュールを示しております。

将来ビジョンは新港の基本理念と基本目標を示したものであり、2 回の検討会議を経て、既に24年12月に策定を終えております。

次に、長期構想は新港の20年後から30年後におけるゾーニング、整備構想、施策の方向性を示すものであり、2 回の検討委員会を経て、今秋の3 回目の検討委員会において長期構想の最終案について議論が行われ、将来プロジェクトの展開などを定めて策定される予定であります。

次に、港湾計画は、今後、10年から15年間の施設整備や施設利用、振興施策を定めるもので、今回の港湾計画の改訂につきましては、現在、国、新港管理組合の母体等の担当で構成する検討部会で内容を確認しているほか、国土交通省港湾局などにおける所定の手続きを経て、26年度内に策定される予定であります。

次に、A 3 判の資料 2－2、石狩湾新港長期構想（素案）をごらんください。

この図面は、新港の20年後から30年後を見据えた各地区における短期、中期、長期の目指すべき方向や施設整備を表した長期構想（素案）となっており、主な内容について説明いたします。

まず、図面の右上には、新港地区の全体で目指すべき方向性として、「防災の機能の強化」が記載されております。これは、短期的には、札幌圏の復旧・復興を支援するため、耐震強化岸壁の整備などを行い、日本海側における大都市隣接型の防災拠点を目指すものです。また、長期的には、全国向けの復旧・復興、事業継続を支援するため、国家備蓄や政府系データ集積等により、バックアップ拠点基地の形成を目指していくものであります。

次に、地区別に主な方向性を説明します。

今、説明しました記載のすぐ下側には、東地区の方向性が「札幌圏のリサイクルポートとしての機能拡充」と示されており、これは短期から長期的なスパンでリサイクルポートとしての高度化を目指すため、係留施設等の整備や用地拡張を行っていくものであります。

次に、図面の右下側には、花畔地区の方向性が示されており、1 点目は「国際ユニットロードターミナルの機能強化」であります。これは、短期的には、既存航路の増便とロシアとの航路開設を目指すため、コンテナヤードの整備を行い、長期的には、東南アジアへの航路開設やシベリアランドブリッジの活用を目指していくものであります。

2 点目は、その下に記載されている「国内海上輸送機能の強化」であります。これは、短期的には、背後圏企業の競争力強化を図るため、内貿定期航路の開設を目指すもので、長期的には、この定期航路のさらなる拡大を目指していくものであります。

次に、図面の左側の上段及び中段には、西地区と中央地区、北防波堤沖の洋上区域の方向性として、「道内へのエネルギー安定供給と新エネルギー産業の拠点へ」が示されております。短期的には、エネルギー関連産業等の集積により地域の活性化を目指すもので、長期的には、北極海航路や北米航路等の新たな輸送ルートの活用を視野に入れ、地域内エネルギーのベストミックスを目指すものであります。

また、西地区の2 点目の方向性として、「食の輸送拠点と備蓄機能の強化」が示されております。これは、短期的には、冷凍冷蔵倉庫群の活用による道産食品の輸移出拡大と、多種多様なエネルギーを利活用した倉庫の集積を目指すものです。また、長期的には、多種多様なエネルギーを利活用した貯蔵システムの構築により農産品の年間流通を可能とし、価格と供給の安定を図る流通型食料備蓄基地の形成、及び災害時における食料供給機能を確保し、道外へのバックアップ機能の構築を目指すものであります。

次に、三つ目の報告事項として、石狩湾新港港湾計画改訂（素案）の概要について、中間報告の形として説明させていただきます。

A 3 判の資料 3、石狩湾新港港湾計画改訂素案をごらんください。

港湾計画につきましては、長期構想を踏まえ、港湾管理者がおおむね10年から15年先の将来について、国、母体、関係機関協議を経て、計画を策定するものであります。

計画の背景につきましては、9年に改訂された新港港湾計画の目標年次である10年代後半を既に過ぎていることや、新港を取り巻く社会・経済情勢が変化してきていることからであります。

今回の主な改訂ポイントにつきましては、長期構想検討委員会における各プロジェクト案の短・中期の施策を基に現在検討しており、4点を挙げております。

1点目は、国際ユニットロードターミナル機能強化関連として、花畔地区においてコンテナヤードの再編を計画しております。図では、中央の下から二つ目の破線の円で示した部分となります。

2点目は、国内物流ネットワーク機能強化関連として、同じ花畔地区において内貿ユニットロードターミナルのための岸壁等を計画しております。図では、中央の一番下の破線円で示した部分となります。

3点目は、エネルギー総合拠点形成関連として、風力発電用の資機材や輸出米の新たなバルク貨物に対応した岸壁等を計画しております。図では、中央の下から三つ目の破線円で示した部分となります。

最後に、4点目は、リサイクルネットワーク拠点形成関連として、東地区においてリサイクル貨物輸送の効率化のための岸壁等を計画しております。図では、右側の中央、破線円で示した部分となります。

今後の概略のスケジュールについて、管理組合としては、国土交通省港湾局や母体との協議をおおむね26年12月までに調べ、27年1月に予定している石狩湾新港地方港湾審議会、26年度内に予定している国土交通省の交通政策審議会港湾分科会の審議を経て、港湾計画の改訂を行いたいとしています。

次に、四つ目の報告事項として、平成26年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る8月7日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては2件ありまして、財産の処分に関する件については、西地区の工業用地を北海道電力株式会社へ売却する処分について、原案どおり可決されました。

また、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件については、欠員となっていた監査委員1名について、竹谷千里氏が原案どおり選任同意されました。

報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分報告があり、承認されるとともに、繰越明許費の繰越し報告のほか、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類3件の報告がありました。

○委員長

「北しりべし定住自立圏第2次共生ビジョンの策定について」

○（総務）企画政策室安部主幹

北しりべし定住自立圏第2次共生ビジョンの策定について報告させていただきます。

北しりべし定住自立圏の取組につきましては、平成21年9月に本市が中心市宣言を行った後、22年4月に積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志5町村とそれぞれ1対1で定住自立圏の形成に関する協定を締結し、同年11月に、民間や地域の関係者から構成される懇談会で議論していただきながら、22年度から26年度までの5年間を計画期間として、具体的な取組について定めた共生ビジョンを策定いたしました。この間、このビジョンに基づき、成年後見センターや消費者センターの共同利用、周産期医療体制の確保のための支援などのほか、クルーズ客船誘致や外国人観光客の誘致による圏域の交流人口の増加に向けた取組などを各町村と連携して進めてまいりました。

圏域全体で人口減少や少子高齢化が進展する中、今後も医療や福祉、交通など定住に必要な住民の生活機能の確保や産業振興を通じての経済基盤の整備を図っていくため、引き続き、6市町村がそれぞれの役割分担の下、連携・協力した取組を続けていく必要があるものと考えております。このため、これまでの取組の実績や課題、今後の方

向性などを整理し、現行のビジョンを策定した際と同様、本市が関係町村と協議しながら作成する素案について、懇談会での御議論をいただきながら、翌年 1 月には共生ビジョン案を取りまとめ、議会報告などを経まして、27 年度から 31 年度までの 5 年間の第 2 次共生ビジョンを策定していきたいと考えております。

○委員長

「色内小学校再編後の学校跡地の利活用について」

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

色内小学校再編後の学校跡地の利活用につきまして、その進捗状況を報告いたします。

平成 28 年 4 月に統合予定の色内小学校の再編後の跡利用に関し、道営住宅建設用地の候補地として北海道へ要望する市の方針案について、同校校区内の町会や保護者の皆さんを対象に、本年 3 月の説明会に続き、第 2 回目の説明会を 8 月 6 日に開催いたしました。

説明会は色内小学校で開催し、21 人の参加があり、色内小学校の現況や学校跡利用の基本的な考え方、再編後の学校跡地について道営住宅建設用地の候補地とする活用案に至るまでの経過について報告いたしました。また、3 月の説明会で御意見のあった、災害時の避難所をいなきたコミュニティセンターに変更した場合の対応について、市の考え方を説明いたしました。

今回の説明会でも、道営住宅の規模がわからない中で道営住宅建設の是非について判断できないといった御意見が出されておりますが、北海道に道営住宅建設の要望を上げていない状況で、住宅の階数や戸数などの規模を示すことはできないことから、そのことについて再度関係町会に説明を行い、地域の皆さんの御意見を伺った上で、道営住宅建設の候補地として北海道へ要望するか否かを判断してまいりたいと考えております。

○委員長

「平成 25 年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室長

小樽市職員倫理条例第 24 条の規定に基づきまして、平成 25 年度の運用状況について報告いたします。

第 12 条に規定しております不当要求行為等はゼロ件、第 14 条に規定しております公益通報は 1 件、第 22 条に規定しております公益目的通報はゼロ件でした。

また、第 6 条に規定しております職員研修については、派遣研修を含め 32 件の研修を実施し、延べ 460 名が受講しております。そのうちコンプライアンスや公務員倫理に関する研修については、庁内において、単独のコンプライアンス研修をはじめ六つの研修を実施し、延べ 188 名が受講いたしました。また、派遣研修としては、17 件の研修に 32 名の職員を派遣しておりますが、そのうち地方公務員法の研修には 3 名の職員を派遣いたしました。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 30 号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 30 号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。本会議で詳しく述べていますので、簡単に行います。

本会議で川畑議員が提案したように、神戸市会で核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議の後、アメリカ艦船の入港はありません。これは、アメリカの軍事戦略上、艦船への核搭載の有無を明らかにできないことの証明です。小樽港に入港するアメリカの船に核兵器が積んでいないとする今の日本政府の対応は市民の命を守る立場とは言えません。

国連総会は 10 日、国連本部で、8 月 29 日の核実験に反対する国際デーを記念する非公式会合を開き、潘基文事務総長らが核兵器の全面廃絶と包括的核実験禁止条約の早期発効を呼びかけました。包括的核実験禁止条約は現在 163

か国が批准していますが、発効には研究用、発電用の原子炉を持つ44か国全ての批准が必要であり、アメリカ、中国、北朝鮮、パキスタン、イラン、エジプト、イスラエルの8か国が批准しておらず、発効していません。条約発効の力になるのは、世界での核兵器廃絶を求める世論の高まりです。この世論を後押しする上でも条例を提案するものです。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

最初に、ただいま報告いただきました中で、石狩湾新港管理組合の予算に関連して伺います。

◎石狩湾新港北防波堤工事について

まず、北防波堤工事なのですが、今年度予算の当初要求の事業費と今回決定されている配分額及びその割合について説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

北防波堤の工事についての平成26年度当初要求の事業費と配分額及びその割合についてということですが、予算要求額は22億円、配分額は7億8,920万円、その割合は、配分額を予算要求額で割りますと、0.36となっております。

○小貫委員

パーセントでいくと36パーセントということですね。

そして、この北防波堤工事にかかわってなのですが、今、平成26年度については答えていただきましたが、過去5年間の予算の当初要求と配分額の割合について同じように説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

過去5年間の今の中身につきましては、平成22年度からいきますと、22年度が、当初要求額が14億2,000万円、配分額が7,884万円、割合が6パーセント、23年度が、予算要求額が9億円、配分額が5,000万円、割合が6パーセント、24年度が、予算要求額が9億円、配分額が1億円、割合が11パーセント、25年度が、予算要求額が9億円、配分額が8,300万円、事業費割合でいきますと9パーセントとなっております。

○小貫委員

大ざっぱに、今年度を除けば、当初要求に対する配分額の割合は1割を切る状況になっています。乖離が非常に激しい状態になっているのです。これは北野議員も以前取り上げていましたけれども、地方財政法第3条との関係でいえば、このような予算編成というのはどのように考えているのか、見解をお願いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

予算要求につきましては、予算編成時に最も合理的な予定額として考えられるケースで予算計上しているということです。石狩湾新港管理組合からは適切なものであるというふうに聞いております。

○小貫委員

いや、石狩湾新港管理組合が適切だと考えているのは、そういう予算を出しているのだから、そうなのだと思います。小樽市として、こういう乖離している状況を見て、どのように考えるのですかということです。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

本市としまして、石狩湾新港管理組合と同様に、これは国による配分ということでございますので、適切なものだというふうに考えております。

○小貫委員

国が配分を決めるからというのもあるのですけれども、それにしても 1 割程度しか事業費が配分されないという予算の要求の仕方、若しくは計上の仕方というのは、外から見たら、適切だとは言えないのではないかと思いますので、それでも今後ともこういう予算編成を認めていくつもりなのかどうなのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

予算要求の内容につきましては、今後とも石狩湾新港管理組合と協議しまして、適切な予算を計上するよう、引き続き申入れをしたいと考えております。

○小貫委員

それで、このように国との意見がなかなか合わないところがあると思うのですけれども、管理組合と国との間で、予算編成においてどのような協議が行われているのか、それについてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

協議につきましては、国に対しまして概算要求ということで、春の段階で管理組合の意思として要求いたします。それを受け取っていただくのですけれども、最終的には配分額の内示ということで、結果としてこのような形になって、配分額が要求額を下回っているという認識をしております。

○小貫委員

春に出すということは、新港管理組合議会で予算が議決されて、その後で出すと、だから、こういった乖離が生まれるということだと思うのですけれども、管理組合議会に出す前の段階では、そういった協議、若しくは来年度どうなのでしょうかというような協議は行われていないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

予算要求におきましては、そのような協議ということで、管理組合が必要な予算の部分を国に上げまして、国からも適切な指示があるということでは認識しております。

○小貫委員

それで、当初の予算要求の段階で予定していた事業についてなののですけれども、予算が配分された事業の内容と予算、そして、結果的に予算がつかなくて見送られた事業の内容とその予算について説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

平成26年度の要求ということで話をさせていただきますと、予算では22億円という予算でございました。ケーソンを4函製作し、ケーソンの下の地盤改良を100メートルやるという予算になっておりましたけれども、結果として配分では7億8,900万円ということで、ケーソン2函を製作し、地盤改良を5メートルするということですので、この差引きが見送られた事業ということでいきますと、ケーソン2函の製作分と地盤改良95メートルということになるかと思います。

○小貫委員

たしか本年2月の総務常任委員会でケーソンは100メートル単位でやるのだということで説明を受けた記憶があるのですが、それが結果的には50メートルになったということで、別に100メートルでなくても行えると。その辺はいかがなのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

工事自体は50メートルということでも可能ですけれども、予算計上に当たって経済的な部分で考えますと、やはり4函、100メートルを製作していくのが経済的だということで予算を計上しております。

○小貫委員

経済的という問題でいえば、地盤改良を5メートルしか行わないというのも非常に不経済だと思うのですけれども、要は、たった5メートルやって今年度は終わりということですよ。そこにかかるコストもばかにならないの

ではないかと思うのですが、この 5 メートルしか行わない事業については何か相談というか、どのように考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

この 5 メートルにつきましては、その前年度のゼロ国債ということで地盤改良を発注しておりまして、その工事に追加するという形で 5 メートルやっておりますので、不経済というような認識は持っていません。

○小貫委員

それで、ゼロ国債についてなのですけれども、平成 22 年度からの資料しかないのですが、22 年度から 24 年度にはゼロ国債という予算編成がなかったのですけれども、25 年度、26 年度とゼロ国債が組まれています。この理由についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

理由につきましては、ゼロ国債は景気浮揚を目的として国が対策を立てるものでございますので、あくまでも国の経済対策の動向ということで認識しております。

○小貫委員

そして、平成 26 年度の 7 億 8,920 万円という配分額なのですけれども、これによって北防波堤工事は一体どこまで進むのか、それぞれ説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

平成 26 年度の配分額で工事がどこまで進むかということで、この配分額の中では、ケーソンの製作を 2 函、延長にして約 50 メートルを作業する予定でございます。

○小貫委員

質問の仕方が悪くて済みません。要は、地盤改良で、今までの工事と合わせて合計で何メートルになって、ケーソンは今回初めてですから、ケーソンで 50 メートルと、そうしたら、地盤改良でいくと合計でどこまでメートル数では進んでいるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

地盤改良につきましては約 100 メートル進むことになります。

○小貫委員

それで、来年度予算要求の 20 億円なのですけれども、この内訳について、事業費も含めて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

来年度の工事の内訳ですけれども、地盤改良を約 100 メートル予定しております。それと、ケーソンの製作が 2 函、50 メートル、それと、前年度にケーソンを製作しますので、そのケーソンの据えつけ、2 函で 50 メートルという中身を予定していると聞いております。

○小貫委員

それぞれの事業費は幾らになるのでしょうか、地盤改良 100 メートルとケーソン製作 50 メートル、据えつけ 50 メートル。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

それぞれの内訳につきましては、地盤改良で約 9 億円、ケーソン製作で 6 億円、据えつけが約 4 億円と、その他の事業費を合わせまして約 20 億円ということで管理組合から聞いております。

○小貫委員

◎石狩湾新港東地区泊地しゅんせつについて

続いて、東地区の泊地しゅんせつについて伺います。

マイナス 10 メートルの泊地しゅんせつは私が資料をもらうようになってからずっと載っているのですが、一体何

年度から始まっていて、現時点で総額幾らかかっている事業なのか、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

マイナス10メートルの泊地しゅんせつにつきましては平成20年度からの事業ということで、現時点では総額で約1億円かかっているというふうに聞いております。

○小貫委員

それで、平成20年度からということで、今年度を入れて7年目の工事となっているのですけれども、来年度も行いますからあれなのですが、この工事によってどの程度深さが掘り下げられているのか、また広さもわかれば、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

しゅんせつの深さにつきましては、泊地の所定水深が10メートルということですので、マイナス10メートルを確保するような工事を行っております。広さにつきましては、全体計画ということで、約1.8ヘクタールをしゅんせつするという想定をしております。

○小貫委員

10メートルは現時点では確保されているのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

しゅんせつが行われた箇所につきましては、所定的水深10メートルが確保されているというところであります。

○小貫委員

それで、先ほど1.8ヘクタールと言ったと思うのですけれども、この泊地が35.4ヘクタールあるのですが、これは全部なのか、このうち対象となっているのはどのぐらいなのか、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今の計画では、特に水深が浅いところで1.8ヘクタールを予定しているというふうに聞いております。

○小貫委員

それで、同じように東地区で新たにマイナス3メートルの泊地しゅんせつということで、漁船の安全な荷役及び係留を確保するためということなののですけれども、なぜしゅんせつする必要があるのか、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

しゅんせつの必要性につきましては、当該地区が漁船の船だまりというふうになっておりまして、計画水深のマイナス3メートルよりも、今、1メートル以上浅くなっているということで、漁船が安全に停泊できないという状況になっているので、港湾管理者として事業を進めるものというふうに聞いております。

○小貫委員

◎他港の静穏度について

それで、北防波堤工事の関連に戻るのですが、以前も質問で取り上げていたのですけれども、道内のほかの港の静穏度について質問しましたが、そのときは管理組合が口頭で確認しているということでした。まず、この管理組合が口頭で確認した道内の静穏度は公表できないものなのかどうか、また、全国の港で静穏度が97.5パーセント未満の港について管理組合が調べるといったことはないのかどうか、これらの点はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

公表、調査につきましては、管理組合が平成26年第1回定例会で、全国の10港に聞き取りを行って、大分港、博多港からは静穏度が確保されているという回答があったと、それから、その他の港湾の静穏度については確認できなかったが、政令に定められている静穏度を満たすよう、各港湾管理者において対応されていると考えていると答弁しておりますので、それ以上の答弁はできないということは御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

◎石狩湾新港長期構想と石狩湾新港港湾計画について

続いて、同じく報告があった石狩湾新港長期構想と石狩湾新港港湾計画の改訂の質問に移ります。

まず、長期構想に関連してなのですが、検討委員会が昨年 3 月と 12 月に開かれています。そして、今日示されている資料は昨年 11 月時点の資料になっています。そこから 9 か月ないし 10 か月たっているわけですが、なぜ市議会への報告が今回なのか、理由を説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想につきましては、1 回目、2 回目の検討委員会で構想としての熟度が高まってきたということがありますので、その段階で報告させていただくことが適切かと考えて、今回の報告に至っております。

○小貫委員

長期構想に至っては意見公募を行っているかと思うのですが、この期間はいつだったか、説明してくれませんか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

正確に申し上げなかったのですが、本年 5 月まで意見公募を行ったというふうな認識をしております。

○小貫委員

つまり、意見公募は行っても、市議会には示されなかったということになると思うのです、6 月にも議会をやっていますから。その辺はどういう説明を受けているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想の部分につきましては、先ほども話しましたが、1 回目は概要をまとめる、2 回目が構想の方向性をまとめるということです。2 回目の構想の熟度が高まっていない中で市議会に報告するのなかなか難しいと考えておりましたので、今回の報告とさせていただきました。

○小貫委員

この点についてあまり深くやるつもりはないのですが、昨年 11 月時点という資料が出てきて、石狩湾新港の問題でいえば、この問題だけで毎年 2 月に必ず総務常任委員会を開いているわけです。そういう中であって、まず第 1 回の検討委員会も開いたとか、その辺の流れもやはり市議会にしっかりと報告していただきたいと思うのです。これは今後の話になりますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

石狩湾新港の関係につきましては、適切な時期に適切な内容を今後報告するよう、検討していきたいと思っております。

○小貫委員

それで、長期構想の検討委員会と港湾審議会について、小樽市の関係者ではどなたがメンバーになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想の検討委員会につきましては小樽商工会議所、小樽海上保安部、それから小樽市総務部という形になっております。

港湾審議会につきましても同様に小樽商工会議所、小樽海上保安部、それから小樽市議会議員となっております。

○小貫委員

長期構想のほうで総務部ということですが、産業港湾部港湾室はどちらにも入っていないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

産業港湾部港湾室はこのメンバーには入っておりません。

○小貫委員

総務部からは主幹が入っているということでよろしいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想の検討委員会の委員につきましては総務部長、その下に幹事会がございまして、幹事会は企画政策室長ということになっております。

○小貫委員

そうしたら、企画政策室長は幹事会に出た段階でこの中身を押さえていたということですよ。平成25年3月15日、ホテルモントレ札幌ビクトリアルームで開かれた幹事会に出ていたということなのですけども、それは先ほど答弁していただいたので、いいです。

そして、内容に入りますけれども、東地区で「リサイクルポートとしての機能拡充」とあるのですが、どのようなリサイクル貨物を取り扱う予定なのか、また、現在、石狩湾新港で取り扱われているリサイクルの貨物は何か、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

リサイクル貨物の取り扱い予定につきましては、今、想定しているのは金属くずであります。現在、取り扱っている貨物につきましては、金属くずのほか、砂利、砂等を取り扱っております。

○小貫委員

それでは、金属くずの輸出量についてですけども、過去5年間、どのように変動しているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

5年間ということで、平成21年度につきましては15万1,000トン、22年度は15万2,000トン、23年度につきましては13万3,000トン、24年度につきましては9万トン、25年度につきましては11万7,000トンとなっております。

○小貫委員

ほぼ横ばいと言っていいと思うのですけれども、金属の取扱いが今後伸びると見ているということですよ。よろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今後につきましては、管理組合の推計によりますと、金属くずの輸出が伸びると想定していると聞いております。

○小貫委員

どのぐらい伸びると推計しているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

15万トン弱になるというような想定をしております。

○小貫委員

15万トン弱ということは今までと変わらないということですよ。そうだけれども、機能拡充を行うのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今、リサイクル貨物につきましては東地区と樽川ふ頭でも取り扱われておりまして、リサイクル貨物の集約化を図ることが一つ、それと、リサイクル貨物の船舶が近年大型化しているということで、大型船舶に対応するための岸壁整備が必要だというふうに聞いております。

○小貫委員

今、言っていた岸壁整備が必要だということなのですけども、具体的に何メートルぐらいにするのか、どのぐらいの広さを確保するのかといった点でいえば、どのようなことでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

係留施設の整備等につきましての具体的な内容ですけれども、岸壁の水深が12メートル、延長が240メートル、埠頭用地が12.3ヘクタールというふうに聞いております。

○小貫委員

それで、東地区について先ほど今年度予算の関係で取り上げましたけれども、泊地しゅんせつで、砂の流入が大変多い中でこの工事を行わなければいけないというところです。今回このような計画が立てられているのですが、拡張した場合、砂にさらに埋まって、追加工事で泊地しゅんせつがさらに継続的に行われるおそれというか、それに対する対策は何か示されているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

対策につきましては、現段階で具体的なものは示されていないのですけれども、整備後は水深の状況を注視しながら、状況確認については行っていくというふうに聞いております。

○小貫委員

それにしても深さ12メートルを確保しなければいけない、これは恐らく水路に至ってもそうだと思うのですが、今、10メートルの水路すら確保するのが大変だと言われている中で、しゅんせつをさらに繰り返して、一時的にはそれでいいかもしれないけれども、要は、さらに何か防砂堤みたいな大型の工事が計画されるのではないかというところが心配される点なのですが、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今後の工事の内容につきまして、防砂堤等の具体的な整備構想は、現在のところ聞いておりません。

○小貫委員

それで、第2回石狩湾新港長期構想検討委員会の資料によりますと、LNGの船が大型化しているということなのですが、現在、中央地区にあるLNG対応の岸壁は民間専用だと思っていますけれども、今後さらに深さを深くする必要があるということなのですが、これは民間企業で整備するのか、公共埠頭として整備するのか、どちらなののでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

民間で整備するのかということですが、現時点では明らかになっておりませんが、公共埠頭ではございませんので、民間での整備を想定しているというふうに聞いております。

○小貫委員

それと、西地区の整備についてなのですが、整備内容について、中島議員が代表質問でもやっているのですが、詳細を説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

西地区の詳細につきましては、新たなバルク貨物に対応した岸壁等の計画としまして、岸壁の水深が12メートル、岸壁延長で240メートル、埠頭用地を6.6ヘクタール造成するという内容になっております。

○小貫委員

そして、その隣のマイナス14メートルバースなのですが、代表質問の答弁では、チップ船14隻、その他2隻ということなのですが、その他2隻の喫水は幾らなののでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

2隻のうち1隻が輸送船でございます。その輸送船の最大喫水は6メートルです。もう一隻はパトロール船でありまして、喫水は不明であります。

○小貫委員

不明ですけれども、小型ということによろしいのだと思うのですが、なぜこのような、要は、マイナス14メー

ルの大型バースにこの 2 隻が接岸したのかというところはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

なぜそういう 2 隻が接岸したのかということなのですけれども、そのタイミングといえますか、たまたまあちこちで荷役が行われていて、ここが接岸バースとして適当だったということだというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、西地区の埠頭用地なのですけれども、広さと常時使われている面積はどのくらいか、割合も含めて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

西地区の埠頭用地の面積は約 4.2 ヘクタールということで、常時といえますか、平成 24 年、25 年という形で話をさせていただきますと、石材が置かれておりまして、約 0.4 ヘクタール使っておりますので、大体 10 パーセント使われているという状況かと認識しております。

○小貫委員

1 号から 3 号の荷さばき地のつもりで聞いたのですが、ちょうどよかったのですけれども、1 号、2 号、3 号の荷さばき地を含めるともっと大きくなると思うのですが、2 号荷さばき地は結局、王子エフテックス株式会社が実質的に専用埠頭として使っているから、聞きたいのは 4.2 ヘクタールでいいのですけれども、ほとんど使われていないということだと思うのですが、予定が狂ってしまいまして、それで、バルク貨物の中身についてなのですけれども、これは何を指しているのか、それぞれの貨物取扱いの推計がどのぐらいと見込んでいるかについて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

バルク貨物につきましては、この岸壁では米と産業機械ということで想定しております。米は 12 万 4,000 トン、産業機械は 12 万 2,000 トンということで聞いております。

○小貫委員

産業機械というのは何ですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

産業機械につきましては風車等の資機材ということで聞いております。

○小貫委員

それで、米の実態については中島議員が質問していますが、風車がそこまで輸入されるという見込みは正しいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

風車の算出方法につきましては、私どもとしても、正しいかどうかということについては引き続き検証していきたいと考えております。

○小貫委員

それと、この西地区に関連して「食の輸送拠点と備蓄機能の強化」とあります。そこには「道産食品（米等）の輸移出拡大を目指す」とあるのですが、米の移出の過去 5 年間の実績を説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

米の移出につきましては、過去 5 年間で実績はない状況であります。

○小貫委員

移出がないということなのですけれども、米の輸出拡大と移出拡大の根拠があると考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

米の輸出拡大につきましては、日本食の海外での評価が高く、和食が世界遺産に登録されたことを契機に海外需

要が高まるという想定をしているというふうに聞いております。

○小貫委員

聞いているのはいいのです。それを小樽市としてどう考えるのかという質問です。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

その辺の考え方につきましては、今後とも中身を十分に精査して検証していきたいと考えております。

○小貫委員

それで、西地区の整備で73億円かかるということなのですが、事業の負担割合はどのようになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

具体的な事業手法につきましては現段階で示されておりませんので、不明ですけれども、岸壁整備等には国の補助が入るということ、荷さばき施設については起債事業で行われるということで認識しております。

○小貫委員

結局、それによってどのぐらい管理者負担があるということが予想されているのか、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

その辺の管理者負担につきましては、年間の使用料等の見込みなどを試算すると、大体16億円の負担があるのではないかと想定をしております。

○小貫委員

その16億円については北野議員の追及によって撤回したようではありますが、それについては後日、北野議員から質問があると思います。

それで、要は、こういった市民負担が新たに生じることについてなのですが、先ほど、港湾審議会の中には小樽市の関係者は市議会議員しか入っていないということでしたが、具体的に決める手続としては、小樽市の意見はどこでどのように反映されるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

小樽市の意見の反映ということですが、現在も港湾計画の検討部会を進めておりまして、その中で意見を随時述べているところでございます。あと、いろいろな手続がなされる前には、我々も引き続き内容を検証しながら、意見の申入れをしていきたいと思っております。

○小貫委員

管理者として同意しないということを言う場はあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

港湾計画の改訂につきましては協議事項ということでございますので、協議事項として示されるタイミングがございまして、そのときには同意する、しないということを含めて検討し、結論を出していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

最初に、防災について何点か伺いますが、その前に、今朝、見晴町のある市民の方から電話がありまして、先日、銭函地区におきまして集中豪雨があり、短時間だったので被害はなかったのですが、その見晴町の方の家の奥のほうに北海道がつくった砂防ダムがありまして、そこが非常に気になるということで消防署銭函支署に電話したところ、即座に対応していただけてとても安心したということで、ぜひお礼を言ってほしいということだったので、お伝えしておきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

◎防災について

まず、土砂災害が全国各地でさまざまな形で起きているわけでありますが、土砂災害時におきまして、消防団のかかわり、役割というのでしょうか、その辺について何か決められていることがあるのか、ないのか、その辺についてお示しいただきたいと思います。

○（消防）大澤主幹

土砂災害時の消防団の対応といいますか、体制や活動についてということでお答えいたします。

災害発生時の消防団の対応ということでございますが、まず、現場への参集につきましては、火災出動などの場合と同じく、地域の消防団として自己覚知又は緊急車のサイレンなどで認知をし、現場へ向かうと。そして、現場での体制につきましては、消防団長、消防団副団長若しくは分団長の指示・命令又は消防本部指揮隊の指示を仰いで活動することとなります。災害対策本部が設置されるような大規模災害におきましては、消防団は災害対策本部内の消防部消防班として活動することになっております。活動内容につきましては、災害の状況によっても異なりますが、主に住民の避難誘導や情報伝達、区域の警戒、土のう積み作業、また、消防本部との連携活動などの作業に従事することになります。

○酒井委員

基本的には火災と同様、後方支援ということで理解しました。

それで、話は少しそれるのですけれども、小樽市の消防の出動情報というのでしょうか、テレホンサービスというのですか、33-4400に電話しますと、どこどこで、どこどこ付近で火災、警戒出動というふうに案内していただけののですが、あまり分ける必要はないと思うのですけれども、もう少し細かく案内などをできないのかなと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（消防）警防課長

災害発生時のトーキー案内についてでありますけれども、高機能消防指令センター導入以前は、通信指令係員が消防車等に出動指令を出した後に災害等の種別を肉声で録音しておりました。災害対応中に人手が割かれてしまうことから、高機能消防指令センター導入後は、消防隊の出動指令と連動して自動で音声合成によりトーキー案内が作成されるシステムを導入しております。このシステムでは、火災出動以外は、救助出動や警戒出動などの大きな災害区分だけで、災害や事故の内容について御案内はしておりませんが、先月、一般市民の方より同様の御意見をいただきまして、現在、メーカーとシステム設定の変更に伴う技術面及び費用について協議を行っているところでございます。

○酒井委員

システムのできるのであれば、それほど細かくなくていいとは思いますが、あと1項目ないし2項目ぐらい分けていただければ、非常にわかりやすい状況になるかと思います。

戻りまして、防災に関しまして、防災ラジオを町会に配付していたかと思います。まず、配付について全部終わったのか、終わっていないのか、お答えいただけますか。

○（総務）半田主幹

防災ラジオにつきましては、平成25年度に177台、26年度に70台の配付を予定しておりまして、今年度の配付についてはこれからでございます。

○酒井委員

まだ全部終わっていないということなのですね。早急に配っていただきたいと思いますし、これはたしか町会長に配るという感じだったと思うのですが、町会で役員改選などいろいろあるときに、しっかりとそういうのも引き継いでいただけるようお願いしていただきたいと思います。引き続き、以前から私が訴えておりますサイレン、防災スピーカーも含めて、周知の方法について再度検討していただいて、その要望も上げておきます。

それから、土砂災害警戒区域ということで、市内で5か所指定できていないところがあったと思います。指定はされていないのですが、危険な箇所であることに変わりはないと認識しているのですけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○（総務）半田主幹

現地の調査は既に終わっておりまして、警戒区域の面積についても測量が終わっているというふうに聞いております。警戒区域の指定に当たりましては、その危険度については警戒区域と同様の危険度があるという認識でおります。

○酒井委員

そうであれば、住民の方との協議の上ということなので、合意が得られなければ警戒区域として指定はできないということなのでしょうが、この五つの箇所も同様に危険な箇所であることに変わりはないので、例えば消防と連携というか、情報共有をさせていただいているとは思いますが、そういう部分も必要になるかと思いたすので、この件に関してもお願いします。

それから、次の日曜日、21日に消防フェアがラルズマート桂岡店の駐車場で行われます。こういう機会を捉えて、防災、それから自主避難の意識の向上というのでしょうか、訴えかけるような形で引き続きお願いします。

◎通学路の安全確保について

次に、通学路について何点か伺います。

7月の北海道新聞の記事の中で、歩道、スクールゾーンのない箇所が7か所あるということで、場所を見ますと、それほど交通量がないところなので、今のところ危険性は低いということだったのですが、この夏、銭函のドリームビーチ付近で、あれは飲酒運転が原因で事故があったわけでありすけれども、必要がないというか、要望も少ないということだったのですが、今後、やはり何らかの対応をしていかなければいけないのかなと思いたすけれども、その辺についてはどのように考えていますか。

○（教育）学校教育課長

今、委員がおっしゃいました7校につきましては、いずれも校門からの直近の通学路という範囲の中で歩道がある、スクールゾーンがある、ないとか、そういう形でのものだったのですけれども、歩道やスクールゾーンがなくても通り抜けできない道路だったり、あと、通り抜けできる道路であっても車両の往来が少なかつたりという形で、現在のところ、歩道やスクールゾーンの要望はないところですが、やはり校門からの直近の通学路ということで、必ず児童・生徒が通る通学路でもありますので、物理的に歩道の設置が困難な場所もあるのですけれども、学校、関係部局と連携を密にしながら、これからも通学路の安全確保に努めていきたいと考えております。

○酒井委員

それで、夏の時期もそうなのですが、やはり冬の時期、除排雪の要望は、その記事の中では強かったというか、毎年上げられているとは思いますが、昨シーズン寄せられた主な要望、それから、それに対して、今年度それを基に取り組んでいくことになると思うのですが、その辺について何か新しいことといいましようか、新たな取組などがあれば、御紹介願います。

○（教育）学校教育課長

毎年、各学校からの除雪要望が校長会で取りまとめられて上がってきます。それで、当然、適正配置の計画の関係で通学路が変更になった部分とか、新たな除雪要望とか、そういった部分もあるのですけれども、基本的には、毎年、雪対策課と校長会と我々で事前に打合せをした上で除排雪に当たっていくという形です。各学校においても、それぞれステーションの担当業者と打合せ等を行いまして、冬のシーズンを迎えるわけなのですけれども、雪が多く降った場合に全市的に除雪がなかなか追いつかないときには、学校から我々に除雪の依頼がありまして、それを受けまして、我々でも雪対策課に、こういう話があったのでお願いしますということで連絡するというような形で、

毎年同じような形では来ているのですが、昨年度はいろいろ雪対策課でも交差点と通学路を重点にしていこうという形でやっていただきましたし、今後とも子供たちが安全・安心な学校生活を送る上で、登下校の通学路の安全確保は重要でございますので、引き続き関係機関と連携をとりながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

先ほども述べたように、ドリームビーチの件と比べるのはどうかとは思いますが、何があるかわからないという部分もありますし、やはり通学路の安全・安心の取組、特に除雪の部分に関しては、連携をとりながら強く要望を上げていっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎実物投影機を活用した授業について

それから、ＩＣＴについて、実物投影機を各学校に最低１台ということで設置しているかと思います。先日、桂岡小学校の公開授業にお邪魔させていただきましたし、そこで６年生に対して円の面積の授業が行われていました。そのときに実物投影機を使って授業をされていました。見ていて非常にわかりやすいといひましようか、また、児童がノートに自分なりにいろいろ計算を書いた部分も見せていただいて、同じ答えにはなるのですが、そこにたどり着くまでに二、三個違う考え方があったりして、本当に児童にとってもわかりやすい、また、いろいろな効果があるのかなと思いました。

このＩＣＴの授業に向けて研修が行われたと思いますが、研修は何回あってどのような内容だったのか、それについてお示しいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

実物投影機は今年度、全ての小学校に１台以上配置されておりますけれども、市教委といたしましては、まず、４月に教員用指導資料を作成しまして、それを各学校の全ての教員に配付しております。それから、５月に、第１の研修会として、実物投影機の使い方、又は効果的な使い方について研修を行うとともに、さらに１１月に、授業公開を基にした研修講座を実施することといたしております。あまり知らないという教員もおりましたけれども、実際に使ってみると、使いやすい上に、今、委員がおっしゃったように、子供たちの反応も非常によいですし、理解力も向上するという手応えは感じているところでございます。そういった意味では、こういう研修会を今後とも大事にしていかなければいけないと感じているところでございます。

○酒井委員

実物投影機につきましては非常に使いやすいツールの一つだと思っております。ただ、このツールを使いこなすためには、機械の使い方自体はそれほど難しいものではなく、例えばこういう紙を映すと、画面になって出るというだけの話なのですけれども、これを授業の中にどう取り入れていくか、それから、授業の組立てなどという部分を考えると、その組立てを間違ってしまうと、授業が遅れる場合も考えられるかなと思っています。そういう意味では、教員の資質の向上といった部分も必要になってくるのかなと思いますが、その辺の研修について、１１月に行われるという話だったのですけれども、市教委としてはどのように考えているのですか。

○（教育）指導室主幹

実物投影機はあくまで授業の目標を達成するためのツールの一つであり、やはり、まず、教員がその授業設計をしっかりと行った上で、効果的に展開するための道具としてどう活用するかを考えることが大切であると考えております。実物投影機は本当に使いやすいです。それから、授業展開をスムーズに行うための有効なＩＣＴ機器でございます。しかしながら、使い方を間違えると、委員が心配されているように、例えばそれだけに頼ってしまうとか、授業の遅れを招くとか、そういうことも考えられますので、１単位時間、小学校では４５分、中学校では５０分の中でどのように活用するのが効果的なのか、そういう具体的な使用方法についても今後、研修を深めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

桂岡小学校の授業を見ていますと、黒板にただ書くよりは実物投影機を使った授業のほうが、児童の理解も早いでしょうし、ただ、何回も繰り返しますけれども、使い方を間違ってしまうと、例えば、今日ここまでやらなければいけなかったのが、これとこれが残ってしまったとか、なぜそういうふうに言うかという、出たり入ったりと言ったら変ですが、児童が移動したりする時間が何回かあったのです。そういう時間を考えると、組立てを間違ってしまうと、授業が遅れる原因にもなるので、その辺についてはきちんと研修、検証していただいて、今後進めていただきたいと思います。

もう一つの要望として、1 台では足りないと思いました。できるのであれば、台数を増やしていただきたいと思いましたので、これは要望として上げておきます。

◎インターネットの危険性について

最後に、インターネットの危険性ということで、先日、9 月 11 日から行われている家庭教育講座の中で、「スマホ・ケータイ・ネットの危険性」という講座が生涯学習プラザであったかと思います。この内容についてお示しいただけますか。

○（教育）生涯学習課長

このたびの講座の内容でございますが、これにつきましては、女性学級という単位の方々を対象としておりまして、長橋小学校をはじめとする 13 の小・中学校におきまして学級を開設しておりまして、その学級生を主な対象者といたしまして、家庭教育講座を 4 回実施する予定になっております。

今回、第 1 回目の講座といたしまして、委員がおっしゃったように、9 月 11 日に生涯学習プラザにおいて、ネットいじめ対応アドバイザーを講師に招きまして、「スマホ・ケータイ・ネットの危険性」というテーマで開催いたしました。講座の内容につきましては、ネットトラブルの実態や想定されるトラブル、さらには SNS、LINE、動画の投稿など子供たちが巻き込まれたトラブルの事例、そういったものを含めた携帯電話、スマートフォンの使用にかかわる危険性について講義を行ってまいりました。女性学級の学級生 18 名がこの講座に参加しております。

○酒井委員

「情報活用能力を育成します」ということで小樽市学校教育推進計画「23 の指針」の中にも示されておりますが、ネットパトロールも夏休み、冬休みの期間中に行われていると思いますけれども、それだけでは足りないと思います。機械も日々進化していますので、機会を捉えるごとに、このネットに関する部分は情報発信していただきたいと思いますので、引き続きお願いします。

○鈴木委員

それでは、何点か質問させていただきます。

◎人口対策について

先ほど、人口対策の検討について御報告いただきました。そこから何点かお聞きします。

この人口対策の検討について、私は、第 1 回定例会かな、代表質問の中で、全庁にまたがる組織で人口問題なり、これからの小樽の都市機能、そういうことも含めて検討していただきたいということを述べさせていただきました。そういった意味では、今回、こういった形で横断的に考えていただくということは大変結構なことだと思っております。

そこで、お聞きしますけれども、まず、「人口減少社会は今後長期にわたることがほぼ確実な状況にあり」と、それから、「国立社会保障・人口問題研究所などによる推計では」ということで、本市としましては、本当の意味で統計が、身につまされるというか、現実味を帯びたということで、この人口減少問題に取り組まなければいけなくなったと思っております。前に、2040 年には小樽市の人口が七、八万人になるなどという統計まで飛び出たこと

もありますけれども、具体的にどういう状態を数値的に予想して、この人口対策に向かわなければいけないという危機感を感じたのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今後という部分で、私どもの予想という部分ではございませんけれども、まず、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に人口の推計をしております。この推計の中では、平成52年、2040年になりますけれども、本市の人口が7万3,841人になるという数字で推計されておまして、平成22年の国勢調査と比べますと、44パーセントの減少という形の推計が一つございます。

それから、最近の推計といたしましては、本年5月、新聞の報道でもございましたけれども、日本創成会議で20歳から39歳までの若年女性に焦点を当てた推計がなされております。平成22年の国勢調査でこの20歳から39歳までの女性が1万2,937人であったものが、平成52年、これも同じく2040年になりますが、4,404人ということで、66パーセントの減少ということで推計されている状況にございます。

それとあわせて、本市の数字という部分では、平成25年の1年間で人口の減少数が2,210人ということで、ここ数年では少し大きな減少数になったというあたりの数字を認識しているという状況にございます。

○鈴木委員

そういったことを、数値的なところをベースにして、これは大変だということになったわけでありますね。

我々も、この人口対策というか、人口問題、これは市民の方も、小樽はどうなるのかということで、人のいないところでは商売も成り立たない、また、物の消費もない、そういった意味では、また加速度的に人口が減るのではないかとということで心配、危惧をされています。そこで本当に期待するわけでございますけれども、資料の「2「人口対策庁内検討会議」」のところを見ますと、構成が「市長、副市長、教育長、関係部長職」となっておりますが、「関係部長職」というのは、普通の部長会議と、形式など、違うことはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今回の人口対策庁内検討会議につきましては、座長が市長ということで、今、お話しいただいたような構成になっておりますが、まずは人口対策に特化した形での会議ということで、関係部長職にも構成していただいているということで、その辺の検討の内容の特化のぐあいというのが通常の部長会議とは少し違うのかと考えております。

○鈴木委員

そこでお聞きしたいのは、今、お答えになっている企画政策室の立場なのです。市長が各部長に例えば、部署で人口対策に関して何か方法はないのかと、各部署で上げてくれという話をするのでしょうか。そういったときに、人口問題は大切なことなので、逆に言うと大変だからやらないとか、人員的に難しいからできないとか、現実的にはこれしかできないとか、やはりそういうところが、部長から上げるということだと、出てくるのかなと心配するわけです。自分の部署はやはり回していかなければいけないですし、無理なこともさせられないとか、そういうこともあるとは思うのです。そういうときに市長の横でシンクタンクのようにきちんとそういうことを提案できるのが、この企画政策室の中立的な立場かと思うのですけれども、その辺の位置づけというのはどうお考えか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、委員からもございましたけれども、現在、市長から、各部においてこれまでの人口の減少の要因や、今後考えられる人口の対策といったものを検討しなさいということで指示が出ている状況にございます。委員が懸念されているような部分も当然想定される場所ですけれども、できる、できないとかという部分で縛ってしまうと、どんどん可能性が小さくなってしまいますので、そういうところを除いた中でまずは検討していただくということが一つございます。

それから、今後、各部から出てくる部分を企画政策室でいったん取りまとめるという作業が当然出てまいります

ので、そういった中で、企画政策室として全体を見ながら、さらに取り入れる部分は検討してもらおうとか、そういった考えをそこにつけ加えていくということは考えております。

○鈴木委員

この項の最後になりますけれども、実際そうやって強固にある程度進めていかないと、今、同じような形で人口問題に対して人口を増やそうとしても、今までやってきているわけですよ。別に手をこまねているわけではないと思う。そのようにやっている中で、なかなか進まないというところで、今回、新たにこうやって立ち上げて、やるわけでありますから、ある意味斬新だったり、少し無理をしたりしてでも、やっていただく部分があるかと思います。そのときに、市長はもちろん決定されるわけでありますけれども、しっかり肉づけをしていただく、そして、お尻をたたくという言い方は悪いですが、やはりしっかりとした裏づけをしていただくのがこの企画政策室だと思うのですけれども、その決意だけおっしゃっていただいて、この項は終わります。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しになる部分もございますけれども、今、各部で検討していただいておりますので、そういった状況を見ながら、今後に向けて効果的な対策ということで、必要な部分、欠けている部分、そういったことを調整、検討しながら、少しでも具体的で効果的な施策を検討していけるようにやっていきたいとは考えております。

○鈴木委員

◎学力向上について

次に、学力向上ということで質問いたします。

全国学力・学習状況調査が4月に行われまして、状況はどうですかということをお聞きしたのでございますけれども、まだ結果は出ないですね。そういった意味では、今、分析しているということでございますので、その件は、分析が終わった時点で結果をしっかりといただくということによりしくお願いします。

それで、学力の向上研修講座というのを、教員を対象に行っているということでもあります。ずっと行っているのですけれども、近年、趣向を少し変えたり、そういった面でモチベーションを上げていただいたりしているということを知っておりますので、まず、その中身をお答えいただけますか。

○（教育）指導室主幹

学力向上研修講座、いろいろな講座が行われてきましたけれども、ここ近年、授業力向上研修講座ということで、教科の指導力の向上を図るために、年間10講座ほど、授業研究に絞った内容で開催しているところでございます。各学校にはより多くの講座への参加を促すとともに、その研修で得られた成果又は内容を各学校の校内研修に取り入れて、各学校の学校改善を含め、授業改善等を進めるよう指導しているところでございます。

○鈴木委員

今、御説明の中で、10講座あって、参加を促すということでもありますから、教員の皆さんにとっては自主参加ということでございます。自主参加を募って、みずから来ていただいている教員の方はあまり心配ないというか、本当に頑張っているという気はするのです。問題は、ほかの会派の方が教員は忙しいという話をしておりましたが、私が知っている教員の多くの方も忙しい、本当に部活動など、放課後にいろいろなことに対応され、また、風紀の件といったことにも臨時で対応するなどということなのですから、忙しくない教員もいらっしゃる。そういったことで、要するに、授業力向上研修講座というのは、強制ではないのですけれども、参加していただいてなくて、日ごろ多少お時間のある教員の方にぜひとも出ていただきたいという、何か方策はとられることがあるのかということを知りたい。

○（教育）指導室主幹

市教委といたしましては、この授業力向上研修講座のほかにも全部で32の研修講座を行っております。それから、各学校では公開研究会などの公開授業等を行ったり、いろいろな研修会には1人1回は必ず参加するようにという

ことで、校長会等で指導したりしているところでございます。研修会に参加して、参加した教員だけが成果を得られるというのではなく、私たちが絶えず言っているのは、研修会へ行った教員が学校に戻った後にその内容をどう広めて、どう校内研修に生かしていくかということが大事であるということを日々伝えているところでございますが、現状では、校内研修の取組については各学校で差があると、その部分については本市の課題であるということと認識しております。いずれにしましても、これまでの全国学力・学習状況調査などの結果を見ても、授業づくりを基盤とした校内研修をしっかりと学校全体の組織的な取組として行っている学校が成果を上げているということでございますので、参加した後、どうするかということも含めて、今後さらに校内研修が充実するよう、指導してまいりたいと思っております。

○鈴木委員

次に質問しようと思ったことを言われてしまったのですけれども、授業力向上研修講座をそのようにやっていたいて、3年目になりますが、変わったという声は聞きます。学校で教員も変わったし、何となく授業も変わったということで、全部の学校ではありませんが、一部の学校で本当にそういった意味ではよくなっているという声を聞きます。ですから、なおさら、学校間格差ではないのですけれども、できるところ、そして、しっかりとやっていないところが明確になってくるというか、見えてしまうのです。だから、そういうことも含めると、保護者からすると、あの学校はいいよねとか、そういうことになりますので、今、言ったことをもっと広める形でぜひとも、よくなっているという大前提で話しますけれども、お願いしたいということです。

それと、授業力向上研修講座などいろいろな講座をそうやって教員向けにやられていますけれども、その成果というのは、今、言ったように、保護者から聞きますが、具体的な数値だと、本当は全国学力・学習状況調査の成績が大幅によくなれば、学力がついたのだとなりますけれども、いかんせん次の結果もそれほど、わかりませんが、大幅に上がるわけではないのでしょうか。今、言った、何となくよくなっているということが、もう少し明確にわかるような形、数値というか、そういうバロメーターというのを何か考えていらっしゃいますか。

○（教育）指導室主幹

まず、学校が変わったというところは、私たちは2学期を通して全ての学校に2期訪問ということで学校訪問に参ります。その学校訪問の際には、授業公開、それからその授業の研究協議を行います。そのときに、いかに学校全体として学力向上に取り組んでいるかというのが、それが授業にどう表れているかということを目の当たりにします。そういったときの指導、それから助言も含めて、私たちがその学校の取組ということをまず把握したいと思っております。

もう一つ、数値のバロメーターということでいえば、学校改善プランの中で各学校における学力についての数値目標を設置することとなっております。それは各学校でばらばらなのですけれども、実態に合わせて設定されているわけですが、その達成状況を各学校が検証していくことで、学力について伸びているか又は課題があるかという一つの検証のバロメーターになるのではないかと思います。やはり、今、委員がおっしゃったように、きちんと数値の目標を立てて、それに向かって学校全体で取り組むことが大事だと思っておりますので、そちらの数値目標の点については今後ともさらに一層充実させていきたいと思っております。

○鈴木委員

ぜひともよくなっているという方向を、ベクトルをもっと持っていただきたいということをお願いして、終わります。

◎色内小学校再編後の学校跡地の利活用について

それで、学校跡地利用ということで、先ほど御説明があった色内小学校再編後の跡地です。

最終的には先ほど御説明になったことを聞きたかったのですが、反対ではなく、判断できないのでちゃんと提示してくれと。企画政策室としては、結局はやるのですよね。道営のほうに、そのようにやっていただきたいという

ことを近々言われるのでしょうか、11月。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

2 回ほど説明会を行いまして、その中でいろいろな御意見が出されております、先ほど委員もおっしゃっていた、まだ判断できないという部分で。その部分を今、地域の皆さんに何度か説明を重ねながら理解を求めている状況にあります。私どもとしては、北海道に要望する際には、100パーセントというのはなかなか難しいかもしれないですけども、限りなく一人でも多くの方に御理解いただいた上でないと、北海道がやる事業ですから、責任を持って要望しなければいけない立場にありますので、きちんと一定程度の理解をいただいた段階で要望してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

そのリミットが11月という意味ですか。道にも計画がありますので、その最終というか、ある程度いつまでに返事をいただきたいということは来ているということですね。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

要望の窓口は建設部で行っているのですけれども、建設部と北海道で確認している内容につきましては、当初は新年度のなるべく早いタイミングということで北海道から話をいただいております。ただ、今、北海道でも状況が変わっておりまして、私どもで地域の方との話をまだ進めている段階ということで北海道には伝えております。具体的に11月、何月という話という部分よりも、地域の方との話がまとまり次第、早急に北海道へ要望するということでの打合せになっております。

○鈴木委員

あまりここを突っ込むとあれですけれども、なぜこういう話をするかということ、地域の方が私のところへ来て、やっていただきたいと言うわけなのです。いろいろ今後のプランというか、そういうことも考えていますので、まさかそのぐらいの反対で手をおろすということはないのですねということがあったものですから、そういう話をさせていただいたわけでありまして。

◎石狩湾新港長期構想について

それで、1 点だけお聞きしたいのですが、御報告があった石狩湾新港の件なのですけれども、この中で「食の輸送拠点と備蓄機能の強化」というのが長期構想（素案）にあるのですが、ここに「多種多様なエネルギーを利活用した貯蔵システムの構築により農産品の年間」どうこうとあります。これは雪氷冷蔵倉庫のことなのですか。それだけお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

「多種多様」の部分の件ですけれども、ここで雪氷冷蔵倉庫というのを確定させて考えているわけではございませんが、検討の要素に入っているということでは認識しております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 28 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

初めに、報告を聞いた中から何点か確認させてください。

◎人口対策の検討について

まず、人口対策の検討についてということで報告していただきまして、先ほど鈴木委員が話されていたことと近い話になるかと思いますが、人口対策庁内検討会議の役割の②に「人口対策の方向性や事業のとりまとめ」と記載されていますが、そもそも、市長を座長とする人口対策庁内検討会議で決まった方向性について、その後にできます小樽市人口対策会議の中で議論することはできるのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

庁内検討会議の中で各部が検討したものをたたき台として、市としての方向性などをまとめたいと思っておりますけれども、メンバーについてはこれからなのですが、民間の方にも入っていただく中で、いろいろ違った視点や考え方といった部分も当然想定されますので、そういった中で、市としてまとめたものを検討していただきたいという考えで設置するものでございます。

○秋元委員

それでは、市としての方向性が決まった上でも、後にできる小樽市人口対策会議の中で、180度変わることはないでしょうけれども、方向性についてのいろいろな検討や、新たな方向性といいますか、そういうことではなくこういうことなのではないか、というような議論などができるということでもいいのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まさにお話しいただいたとおりでございまして、そういうことを想定して会議を設置します。180度ということはないかもしれませんが、繰り返しになりますが、新たな視点や考え方といったものは当然考えられる部分でございまして、そういったものは改めて庁内検討会議の中にフィードバックして、その施策、事業などがどのようなかということは整理・検討したいと考えております。

○秋元委員

いろいろな市を視察すると、その市の将来にわたるような重要な政策や施策などについては、結構有識者の方などを交えて検討されて方向性を出されている、そういうところを視察することが多くて、話を伺うと、例えば、人口問題を研究されているとか、そういう方々も踏まえた上で、招聘して議論していくほうが、私は最初からそういう話ができていいのかなと思うのですけれども、人口対策会議は当面1年程度が活動期間となっていますが、人口対策庁内検討会議の期間はどのぐらいあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

官民の会議でございます人口対策会議が当面1年程度ということで、その前の案、考え方を少しまとめるということで、庁内検討会議を先にスタートさせておりますので、その会議が当然官民の会議と連動する形になりますので、官民の会議の終了までといいたいでしょうか、同じくリンクするような形で考えているところでございます。

○秋元委員

そうではなく、庁内検討会議がある一定の結論を出した上で人口対策会議が開かれるのですよね。その前の庁内検討会議というのはどのぐらいの期間を考えていらっしゃるのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

案というか、たたき台を検討する期間ということかと思うのですが、官民の会議を11月中に立ち上げたいと考えておりますので、その案の取りまとめについては、それまでには行いたいという考えでございます。

○秋元委員

結構短い期間というか、これまでやってきた事業の整理ですとか、これからの方向性を決める上であまり時間がない中で、早いのはいいのですけれども、思ったより結構早いとは思うのです。その上で、先ほど確認させていた

だいたとおり、改めてその方向性について民間の方も入って議論できるということなので、それはよかったのですが、けれども、そのほかに有識者の方も含めた議論などをするような考えは、既に検討会議が立ち上がっていますが、人口対策会議が立ち上がるまでにできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

官民の会議でございます人口対策会議については、メンバー等についてもこれから庁内検討会議の中で人選や検討を進めていきたいと考えております。具体的にどなたというか、そういう部分はこれからになりますけれども、今お話しいただいたことも含めて、人選については検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

例えば11月に検討会議が設置されるとすると、時間が結構ない中で、民間の有識者の方を招いて議論することになれば、時間的に難しいのかなというのはあるのですが、市外に住んでいる方をぜひ入れていただいて、先ほど鈴木委員も斬新な考えと言われていましたが、やはり小樽市民ではない方の目線からいろいろと議論していくことも重要かと思うので、ぜひその部分は検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎色内小学校再編後の学校跡地の利活用について

続きまして、色内小学校再編後の跡地利用なのですが、これも先ほど鈴木委員が質問されていました。そもそも北海道に対して小樽市として道営住宅を要望するという返答の期日はまだあるということでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほど申し上げた部分なのですが、北海道からは当初、今年度のなるべく早いタイミングということで話をいただいていたのですが、私どもで今、地域の方と話をしているという部分を北海道に話しまして、期限が何月までなどという形で北海道から示されているわけではないのですが、その話がまとまり次第、早急に要望するのであれば、してほしいということでは言われている状況でございます。

○秋元委員

そんなものなのかなと思うのですが、最初は新年度の早い段階だったのに、小樽市の説明会等があって、要望する時期が結構ずれ込んでいるという部分をわかっているのはいいのですが、ほかの市町村の関係もある中で、小樽市が要望するのをいつまで待ってもらえるのかというのは非常に心配なのですが、期限は本当はないのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

今回の方針が出まして、計画を今年度中につくるという形になっていますので、ただ、予算の面などもありますから、時期的にはそれほど余裕があるわけではないかと思うのですが、聞いている限りではその計画期間が平成32年度までになっていますので、例えば、仮に小樽市の要望が遅れば、建設の時期が若干ずれてくるということは、可能性として出てくるというふうには聞いております。

（「どこかに逃げてしまうのではないのか」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

そうですね。

それで、早くから手を挙げている市町村も当然あるでしょうし、私も地域の住民の方と話をすると、将来的に人口がどんどん減っていく中でありがたいと言われる方もいらっしゃるけど、個人的にも、中心部の人口が減少する中で非常にいいのかなと思うのです。ただ、住民の方で、まだまだ心配されている、不安に思っている方がいらっしゃるということで、説明は大事だと思いますけれども、いつまで説明をされていくのか、どういう段階で理解を得て道に要望していくのか、その辺の判断はどのようにされるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

8月に説明会を行いまして、一番関心の高い町会と、それから、離れますとかなり温度差が出てまいりますので、

現在、特に御意見を多くいただいている町会の方、役員の方など町会の皆さんと意見交換などを行って、一時期はかなり御理解いただけない部分もあったのですが、話を何度か重ねていく中で、一定程度の御理解というのでしょうか、道営住宅という選択肢が、今、考えられる中では一番仕方がない部分なのだろうということでの御意見がかなり増えてきていますので、当初すごく強硬に言われていた方についてもかなり御理解は進んでいるというふうに感じております。

（「どういう判断で要望していくのかというのは」と呼ぶ者あり）

色内小学校の説明会について声がけをさせていただいたのは全部で十数町会、校区に関係するところで声がけをさせていただきまして、先に話をさせていただいたのが、一番御意見をいただいた町会の方々と一定の話をさせていただいて、御理解いただけたかとは感じております。残りの町会については、リクエストに応じてですが、説明会を開いてほしいということであればすぐに開きますし、例えば文書を町内に回して、御意見を市に上げていただくというやり方もありますので、その辺は町会と相談しながら、早急に皆さんの御意向を把握した上で、判断してまいりたいとは考えております。

○秋元委員

まだかなり時間がかかりそうな話かと思うのですが、9月12日にも町会への説明会をされたとのことですが、そこで出た意見などはどのようなものだったのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

2回目の8月6日に全体でやった説明会で、皆さんが懸念されている部分を中心に話させていただきました。そこで出された御意見は、先ほどの報告でも話させていただきましたけれども、道営住宅の規模がわからないからマルなのか、バツなのか判断がつかないという方が結構いらっしゃいましたので、私どもとしては、まだ道に要望していない中でその規模はわからないということは一定程度御理解いただけたかと思います。

あわせて、市内に実際に建っている道営住宅、同じような用途地域にある道営住宅の例というのでしょうか、その数字を出して、こうなりますということは言えないのですが、市内の道営住宅はおおむねこのような形で建てられていますということで話をしたところ、一定程度どういう規模になるのかというのは、皆さん、イメージがついたのではないかと考えております。

○秋元委員

この9月12日の説明会でおおむね理解されたということでいいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

9月12日の説明会では、仕方がないという方もいらっしゃいましたが、賛成しますという方もいらっしゃいましたので、皆さんにおおむね御理解はいただけたというふうに認識しております。

○秋元委員

市として最終的にいつまでに判断して要望するという期限というのは、先ほど鈴木委員からもありましたけれども、最終的にいつまでにめどを持って要望していくのか、その辺を伺います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほど言いましたように、十数町会にまたがる部分ですので、そちらに一定程度話をさせていただいた上で、何とか、今、9月ですから、なるべく、希望を言えば年内ぐらいに、頑張りたいところではありますけれども、その辺は北海道とも調整しながら、要望はどのようにやっていくかというのは詰めてまいりたいと考えております。

○秋元委員

◎平成25年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について

次に、これも報告していただいたのですが、小樽市職員倫理条例の運用状況についてなのですが、先ほど、公益通報が1件あったということで、たしか以前も、この倫理条例の中身については、あまりその詳細について議

論できないというような話があったかと思うのです。もちろん個人名などは一切要らないのですけれども、今回の公益通報がどういう案件だったのかというのも説明できないような状況なのでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

この中身については、外部の委員が入ったコンプライアンス委員会でも話しているのですけれども、その中でも特に個人名などを言わずに話すのはいいのではないかという話も出ておりますので、概略についてお話しします。

今回、1 件、公益通報があったのですけれども、保存年限の過ぎた書類を放置していると、とっておくという名の下で放置していることがあるというような通報がございました。それから、どちらかというと比較的高価な消耗品といいますか、1 万円以内なのですけれども、そういったものを、使えないような状態で、これも放置しているような状態で保管しているといったことがあるというような内容でございました。

○秋元委員

あまり問題がなくて、伺って答えられる内容であれば、当委員会でも条例のつくりなどを皆さんで議論したようなところがありますから、説明できる部分については、ぜひ次から説明していただきたいと思います。

それで、今、説明していただいた案件について、最終的にどのような処分といいますか、対応をされたのか、そこを伺います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今回の公益通報につきましては、特に処分などということではなく、匿名で通報があったということもありまして、どなたから来たかということは特定されておられません。

それから、コンプライアンス委員会につきましては当初から非公開ということでやっておりましたので、当初の委員会を開催したときには、そういった内容についてはあくまでも非公開で外には出さないという委員の了解があったものですから、以前に当委員会でお尋ねがあったときにも、コンプライアンス委員会委員の意向を踏まえまして、非公開なので中身については話せませんということで答弁してきました。しかし、今年度の第 1 回コンプライアンス委員会を 7 月に行っておりますが、その中で、ある委員から、実際にそういった公益通報などがあったときの中身については、確かに委員会自体は非公開でやっていますけれども、今、秋元委員からあったように、特に差し支わりのない個人情報などではないような内容については話してもいいのではないかというような話もありましたので、先ほど、秋元委員からのお尋ねに対して、概略について答弁したという状況でございます。

実際にそういったことがあったことに対する処分ということにつきましては、先ほど話しましたとおり、匿名でするので、処分対象が特定できておりませんので、処分するということではできません。それで、こういった通報があった後、コンプライアンス委員会からも、そういうことがないようにきちんと規則あるいは訓令などを遵守して仕事をするようにといったことを職員に周知することが必要ではないかという意見が出ましたので、総務部長名で、各任命権者などにも連絡をとりまして、全庁的にそういったことがないようにという周知徹底を図ったところでございます。

○秋元委員

今の件についてはさほど大きな問題ではないというような話がありましたけれども、例えば、もし処分に至るような問題があった場合、公表といいますか、そういうのはどういう扱いになるのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

実際に処分対象になるようなときには、職員分限懲戒審査委員会という制度がございますので、その中で処分の対象ということで議論されて、しかるべき処分がなされたりすることはありますけれども、その場合は、今回のような場合と違って匿名ではないという前提条件がございますが、人が特定できるような内容の場合について、一定の処分をしなければいけないということであれば、分限懲戒審査委員会にかかって処分がなされ、また、公表基準というのもございますので、その公表基準に基づいて、ホームページなどいろいろな場面で公表されていくことに

なります。

○秋元委員

もし何かあれば、また伺います。

◎事業評価について

次に、事業評価について伺います。

まず、昨年度と今年度の事業評価の特徴的な違いを説明していただけますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

昨年度実施した内容と特徴的に違う点ということなのですが、主に見直した点につきましては、まず、事業評価調書の記載項目を削除、統合しました。それから、事業実施についてのコスト意識の醸成を図る意味合いから、概算人工や概算人件費という項目を調書に追加いたしました。

それから、評価の判断項目としまして、今後の方向性としての区分としまして、昨年度までは「休廃止・終了」「民営化」「国・道実施」、市実施としまして「縮小、市民協働」「要改善」「拡大」「現状維持」、これら7区分を設けていましたけれども、今年度の実施に当たりましては「休廃止・終了」「縮小」「拡充」「要改善」「現状維持」の5区分に見直しました。これらが主な見直し点でございます。

○秋元委員

それで、今年度の対象となる事業数と、選定の基準といたしますか、それと、現在の進捗状況について説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、今年度の評価対象の事業数なのですが、平成26年度は100事業を評価しております。

その選定基準といたしますか、選定の方法なのですが、まず、今年度を含めて、今後3年程度で全事業の事業評価を終えたいということを前提としております。前年度と同様に人件費や公債費などの義務的経費、一般管理経費などは対象外としまして、既に24年度、25年度に評価を実施した事業や、今年度につきましては負担金、交付金、補助金、そういった事業を除いて、200事業ぐらいになるのですが、それらの中から各部局でその半分、2分の1程度、100事業程度を選んでもらって実施しております。

それから、今の進捗状況ですが、本年6月16日に各部に事業評価の実施について通知いたしまして、既に7月中旬ごろに各部局からの評価調書の提出を終えております。現在、総務部企画政策室と財政部財政課とで調書の内容の点検と二次評価案の検討を行っているところです。今後、市長ヒアリングなどを経ながら、次年度の予算編成に向け、大体10月中には評価を確定させて、各部への通知などを行うことを目標に進めております。

○秋元委員

たしか昨年度は原課の課長などからその判断結果の内容をよく聞いていないというような話を聞いていまして、今年度実施している事業評価の判定結果の取扱いといたしますか、これについてはどのように考えられていますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

評価結果を確定させる前にまず、二次評価案を総務部、財政部でつくった段階で一度、各所管部にその評価内容を見ていただくことを考えております。

○秋元委員

たしか二次評価には市長も入っているかと思うのですが、そもそも事業評価の最終決定をされるのが市長でありますから、二次評価で市長が例えば廃止や事業費の削減などの判定をしたものについては、そのような結果を受けて、原課や原部では二次評価を受け止めるという形で考えてもいいのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

おっしゃるとおり、最終的な二次評価につきましては、市長ヒアリングなどを経て最終的に確定させていただきます。

早ければ次年度の予算編成に反映できるように進めておりますけれども、二次評価の内容につきましては、中・長期的な事業の方向性を判断したものでありますので、直ちに次年度の予算に反映できるかどうかということにつきましては、さらに事業の所管部署で検討していただいて、実際に二次評価結果を反映させていく、次年度すぐでできるのか、それとも、もう少し長い視点で検討を加えながら評価に向けて取り組むのかということで検討していただくことになりますので、最終的に二次評価の結果については、所管部署で十分それを尊重した形での事業の見直しをやっていただくものと考えております。

○秋元委員

私も事業評価については何市か視察してきましたけれども、ほとんどの市で市長は評価に加わっていないのです。最終的に評価結果を見て、市長が自分の公約やまちづくりといった観点から継続なのか、廃止なのかという判断をして、それを戻すというような市がほとんどでして、本来であれば、小樽市でも市長は二次評価に加わらないで、判定結果を最終的に市長が判断する形のほうが非常にわかりやすいのかなと思うのです。市長が二次評価で廃止としているのに継続されている事業があるとすると、市民的にも、もしそういう内容がわかれば、疑問を持たれるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今の二次評価のやり方につきましては、先ほども申しましたとおり、中・長期的な視点での判断ということで、例えば、直ちに評価内容と次年度の予算内容が一致しない場合もあるかとは思っておりますけれども、その時点での必要性や効率性といった判断基準に基づいた判断として評価しておりますので、それはその後も尊重して見直し内容等に反映されるべきものと考えております。

○秋元委員

以前、外部評価について提案させていただいております。最終的に職員の方の事業評価に対する認識が定着した段階で、ぜひ外部評価も導入して、市民目線での事業評価も実施していただきたいという話もさせていただきましたけれども、現在、外部評価についてどのような議論というか、されていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今年度から事業評価が本格実施ということで、今後も事業評価を継続しながら、対象事業の範囲や実施スケジュールなどを整理しまして、施策レベルでの評価ができないか、それから、それについて外部評価を導入できないか、引き続き他都市での実施状況の調査や検討を行っていきたいと考えています。

○秋元委員

ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、防災に関連いたしまして伺います。

今定例会では多くの議員が防災について質問されていましたが、私からは、地域防災計画の中から何点か、確認の意味も込めて質問させていただきます。

◎災害時における市職員の動員について

まず、職員動員計画です。

職員動員計画の中に自主参集の基準のようなものがありますけれども、自主参集の基準と、過去に職員の方が自主参集されたような災害があったのか、実績といいますか、その辺を説明していただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

まず、自主参集の基準についてでございますが、津波注意報・警報が発表された場合又は震度 4 以上の地震が発生した場合は自主参集することとしております。

それと、過去に自主参集をしたような事例があったかということにつきましては、平成 15 年 9 月 26 日、十勝沖を震源とする震度 4 の地震がございまして、この際は災害対策連絡室を設置しております。

○秋元委員

動員の方法といたしまして、電話や口頭連絡というふうに記載されていますけれども、ほかの方法について協議されていないのか、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

非常配備時の連絡体制をとっておりまして、各部で非常体制の連絡体制について策定したものに基づいて、参集について連絡しております。

○秋元委員

今回、地域防災計画を見ていて、あまり新しくないと感じる部分が多くありました。地域防災計画については、改定されるたびに議会事務局の方に差し替えてもらっていますけれども、改めて読み返すと、少し古いのかなと感じるのです。最近、例えば避難救出計画の部分が改定されたのはいつだったのか、また、もしわかれば、改定された内容を説明していただけますか。

○（総務）半田主幹

避難救出計画の改定についてでございますが、昨年度、「緊急速報メールによる伝達」という項目を改定し、記載しております。

○秋元委員

私が持っているものには載っていなかったのですが、既に差し替えは行われているということで、私が持っている資料が古いということなのですね。わかりました。

今、メールに関しまして伺いましたが、ほかの点も結構、時代に合わないような記載や対応などもありまして、本来であればもっと改定されるべき項目があつていいのかなと、さきの東日本大震災や毎年起こるようなさまざまな災害を踏まえて防災会議も行われているわけですから、本当はもっと改定されている場面があつてもいいのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

現在、土砂災害の避難勧告伝達マニュアルですとか、政府から日本海の津波の想定が新たに出されておまして、今回は津波の避難計画について策定できなかったところなのですが、委員がおっしゃるように、大規模な災害が立て続けに起こっておりますので、動員計画についても、マニュアルの策定ですとか、そういう中で、地域防災計画とのそごが生じないように修正を図ってまいりたいと思っております。

○秋元委員

職員動員計画の中で、平常勤務時間内や本部を設置しない状況での動員計画みたいなものも記載されていますけれども、そもそも参集情報の伝達訓練といいますか、例えば夜間や土曜日、日曜日、祭日のようなときの伝達訓練とか、その辺はどのようにされているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

参集訓練につきましては、平成20年1月まで課長職を対象に行っていましたが、現在のところは行っておりません。

○秋元委員

それで、班員、一般の職員の方も含めた伝達訓練や参集訓練の考え方について現在議論されていることがあれば、説明していただけますか。

○（総務）半田主幹

自主参集につきましては、職員研修などで各職員に、業務の内容も含めまして周知しているところでございます。

○秋元委員

今後、伝達訓練みたいな、参集訓練といいますか、そういうものを一般職の方も含めてされるような考えはある

のでしょうか。

○（総務）半田主幹

その点につきましても、今後、職員の参集範囲も含めて検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

ここにいらっしゃる皆さん方はたぶん、意識もあるでしょうし、平時からいろいろなマニュアル等もごらんになっているので、どのように行動したらいいかはわかっているかと思いますが、毎年度、総務部長に提出される各部の体制があると思いますが、まず人事異動があつて一般職の方も異動されると。そのような中で、自分がどのような行動をすればいいのかが行き渡らないことがあつてもおかしくないと思うのです。それで、今後も一般職の方も含めた訓練というのは重要になってくるとは思いますけれども、そういう考えで検討するというのは可能なのでしょうか。

○（総務）半田主幹

これは職員に対する防災教育ということで、各部署の所管部分については、それぞれの所管部が防災教育、自主参集のことも含めて行うこととされております。我々防災担当といたしましても、まずそういう職員の研修から意識を変えていくということで進めていきたいと考えております。

○秋元委員

日常業務の中でそういう訓練に参加するのは非常に難しいかとは思いますが、例えば、先日、石山町で行われたタウンウォッチングに私も参加させていただきまして、防災担当の方もいらっしゃいまして、非常に有意義な訓練ができたかと思えます。そういう場面にぜひ地域に住まわれている一般職の職員の方も、なかなか忙しい中かとは思いますが、休みであれば参加されたほうが、地域の実情や市民の生の声を聞けて非常に勉強になるのかなと思うのです。防災担当の方以外でもぜひ参加していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

現在、各町会で行われている訓練につきましては、内容的には避難訓練が主に行われております。それに合わせた災害対策本部の職員としての訓練のあり方なのですけれども、避難されてきた方の受入れ態勢について、一緒に訓練を実施するというところで行えるのではないかと考えているところなのですが、まずは避難所運営に関するマニュアルをこれから策定いたしますので、その中で訓練について検討してまいりたいと思います。マニュアルを策定するまでの間については、先ほど申し上げた職員研修の中に避難所運営ゲームというメニューがございまして、そういうところで研さんを重ねていただくというような方法をとりたいと思っております。

○秋元委員

ぜひ一般職の職員の方も参加した形での防災訓練を実施していただきたいと思います。

◎防災ラジオについて

次に、ほかの委員からもありましたけれども、以前、市民と語る会の中で、沿岸部に住んでいる方から、防災スピーカー等の設置を求める声がありました。費用対効果でいうと難しいのではないだろうかとは思ってしまして、それにかわるものとして防災ラジオを、市が一部負担するような形で必要な方に配付してはどうかという話をさせていただきました。現在、町会などに防災ラジオが配付されていますけれども、町会に配付された防災ラジオはどのように活用されていますか。

○（総務）小濱主幹

防災ラジオの活用ですが、私どもとしては、町会の会長や防災を担当する役員の御自宅に置いて使っていただきたいということで、警報などが出たときの情報もそうですし、その後の情報収集などについてもそのラジオでしてほしいということで配付したところなのですけれども、配付後、どのように皆さんがお使いになっているかは、現在のところ把握はしておりません。

○秋元委員

それで、聞くところによりますと、例えば町会長に配付されても、自分が持ったらいいのか、ほかの役員の方が持ったらいいのか、それとも、町会館に置いたらいいのかと、非常に苦慮されている方がいらっしゃいました。自分が持って災害が起きた場合に、では、それをどうするのだというような話もありました。そもそも私が防災ラジオの話をしていただいたのは、必要な方でなければ、持っていて也十分に使いこなしていないという現状があったからで、当初は沿岸部の方などに希望なども確認しながら、そういう方に対しての補助などもしたらどうかという話をさせていただいたのです。先ほど、事業評価の話もさせていただきましたけれども、事業評価の中で、費用対効果などを考えますと、この防災ラジオの事業は少し難しい事業になっていくのかと思うのです。効果があまりないと、薄くなってしまうのではないかと思います。使い方ですとか、必要な方に行き渡るような方法をしっかり考えなければ、ただ配付することで満足していると言ったら言い方が悪いですが、それが目的になってしまっているのではないかと思います。今後、新しく配付する上でもう一度、どのように扱えばいいのか、どういう方が持つべきなのかということもしっかり説明していただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

ラジオについては役員の方に持っていただくということもありますので、役員の方がかわっていかれると、その中で、ラジオを誰が持っているかわからなくなってしまうなどということもあったりして、また、使い方がわからなくなるということもありますので、今、どのような機会かということまでは答弁できませんが、何かの機会を捉えて、配付している防災ラジオについて、このようにお使いくださいというような周知の方法等も考えてまいりたいと思っております。

○秋元委員

◎災害時における市民への情報提供について

以前から、例えば広報も、防災スピーカーも、家の中にいる方にはなかなか聞こえづらいという話が市にもあったかと思えますし、訓練の中でもあったと思うのです。市民と語る会の中で、防災スピーカーの話を伺って、たしか質問してから 1 年以上経過していると思います。その後、市として、どういう形で防災情報を周知していくか、その辺の議論はどのように進んでいますか。

○（総務）半田主幹

さまざまなシステムが現在、市場にございまして、その中で、コミュニティ FM を使用した方法などさまざまな方法がございます。今年度に入りましてさまざまな業務が重なる中で、なかなか検討が進んでいないところなのですけれども、そういった、費用が比較的安く、皆さんが容易に手にできるような周知方法について、これからも検討を続けてまいりたいと思っております。

○総務部長

秋元委員からいろいろと御指摘を受けましたけれども、我々はこれまでも時間をかけまして防災ラジオの配付、あるいは避難所に無線機をつけたりしてきましたが、御指摘を受けましたように、ただ配置しただけでは機能的ではないと思っています。我々として一番弱いところは、情報をどのように伝達していくかというところの政策といえますか、仕組みというのが、正直言ってなかなか進んでいないところだとは思っています。今、防災担当からも話がございましたけれども、こういったラジオの使い方あるいは無線の使い方というのは、絶えず人がかわってまいりますし、情報の伝達がいかにスムーズにいくかということは災害を防ぐという意味でも大変重要になってきますので、いろいろな部分も含めまして、情報伝達の仕方については検討させていただきたいと思っております。

○秋元委員

日々いろいろな新しいシステムが開発されていまして、たしか、以前、防災の副参事から、そういう情報は、み

ずからが自分の努力で入手するのが確実だと、テレビなどの媒体を使つての情報収集はあるというような話をいただきました。もちろんそれも一つの手法ですし、今、それこそ札幌市はテレビのデータ放送で除雪情報を提供していますが、そのようなものが自治体向けに開発されていまして、災害情報や小樽市の情報を小樽市に住んでいる方だけに配信できるようなシステムも開発されているみたいですし、本当に時間が進むたびにいろいろな方法が出てきます。やはりお金がかかるものですから、どれがいいのかは本当に悩むところかとは思いますが、そう言っているうちにどんどん時間は過ぎていきますので、どこかで区切りをつけて、一定の方法で情報の周知方法も決めていかなければならないのかなと思いますので、いろいろな方法を駆使しながら、ぜひ市民の方に情報を提供できるようにお願いしたいと。

◎被災者支援システムについて

最後に 1 点だけ、以前、災害が起きて、罹災証明を発行する際の被災者支援システムの導入について質問させていただきました。既に小樽市では導入していますけれども、まず、現在の運用方法、そして、もし災害があった場合にそのシステムを誰が運用していくのか、そして、今、地方公共団体情報システム機構というところで、被災者支援システム Ver6.00 の無料の講習会、講師の方の出張料も、講師料も一切要らないというようなものもありますが、申込みが来年 1 月 30 日までなのです。それも踏まえて、こういうものを活用して勉強していくようなお考えがないのか、現在の運用の方法なども踏まえて伺います。

○（総務）小濱主幹

被災者支援システムですが、これにつきましては、おっしゃったように、罹災証明書という部分もあるのですが、避難所の避難者の方のデータ、あと、避難所の中の備蓄品の状況などを総合的にとることになっております。具体的な運用方法ということでは計画等には載っておりませんが、災害対策本部の中で、総括班、防災担当で運用していく形ということでは、今、考えていたところでございます。ただ、災害時には私たちもいろいろな業務がふくそうしてくる場合もありますし、それは災害対策本部の中の役割として、避難者に関することはここだというようなことではっきり決めていかなければならないのではないかと。それで、先ほど、半田主幹からもありましたけれども、避難所の運営マニュアルというのがございます。その中で、例えば、避難所の情報をどうとるか、それをどう取り込んでいくか、それは誰がやるのかというところをもう一度整理して、被災者支援システムの運用についても考えてまいりたいと思います。

その上で、先ほどおっしゃった講習の情報をつかめていなかったところなのですが、1 月 30 日が締切りということで、期限的に間に合うかどうかわかりませんが、その講習でなくても、担当する職員がどのように使っていくのかという検証を、今後も、体制を決めてからやっていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎土砂災害について

今定例会でも、代表質問や一般質問、あるいは予算特別委員会でも取り上げられておりますけれども、土砂災害について、小樽市の対応策を伺います。

今回、広島市で、集中豪雨による土石流によって多くの人命が奪われるという甚大な被害が発生し、礼文島でも同じような災害が発生しています。

また、札幌市でも、9 月 11 日の未明に記録的短時間大雨警報が発令され、70 万人以上の人に避難勧告が出されております。幸いにも人命に被害がなかったことが奇跡とも思われます。こうした状況にもかかわらず、小樽市では被害が全くなく、私どもも一安心しているところでありますけれども、急傾斜地が非常に多い小樽市で、このよう

な記録的な大雨が降った場合を想定しての防災対策については、やはり早急に取り組む必要があるという立場で質問します。

まず、記録的な大雨による土石流対策について、土壌雨量指数という数値が大きく影響すると言われております。小樽市内の地質に関する調査のデータはどのように把握されているのか、特に、今回、広島市で発生しました土石流についても、真砂土と言われる、花崗岩が風化して形成される地質は、大雨による土石流が発生しやすい地層であると言われておりますが、これらのデータと、現在、避難対象の危険箇所と一致しているのか、その辺も含めてお答え願います。

○（総務）半田主幹

小樽市内の地質についてでございますけれども、過去の資料を見ますと、小樽市内におきましては安山岩と呼ばれる地質が多いと把握しております。安山岩は、今回の広島市の災害の原因となった花崗岩と比べますと、風化にかかる時間が長いというふうに資料にはございました。ただ、安山岩の上に乗っている表土がどのような地質であるかということ、さらに、警戒区域なり土石流の危険箇所がどのようなになっているかというところまでは把握しておりませんが、大雨によって表土が崩れるという危険性は市内のどこにでもあると考えております。

○林下委員

例えば、朝里川の河口から上流までにおける過去の災害発生の状況、2007年に朝里川温泉スキー場で土石流が発生し、道路が崩落するという災害がありましたけれども、9月11日のような大雨が降ったと想定した場合、土石流が発生する可能性と、避難計画というのは、どのような状況になっているのか、検討されていたら、お答え願います。

○（総務）半田主幹

想定というのはなかなか難しいところがあると思います。土砂災害が発生するメカニズムについては、現地の植生や、先ほど委員がおっしゃった土質によって、災害が起こる可能性はかなり変わってくると思いますので、一概に発生する率が高いなどということはなかなか申し上げにくいのですが、先ほど申し上げたように、市内のどこでも起こり得る災害ですので、避難計画については、現在、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しているところでございますので、その作成を急ぎたいと考えております。

○林下委員

メカニズムの解明が非常に難しいというのは、私たちも理解はできるのですが、朝里川公園グラウンドでは過去の雨で既に崖崩れの状況になっていまして、このあたりが大規模な崩落を起こすというような、例えば、これほどの雨が降った場合に、そういう危険性の位置づけ、防災の認識といいますか、場合によっては、崩れたら、朝里川でせきとめ湖ができてしまうのではないかなというような心配というか、そういう考え方はあるのでしょうか。

○（総務）半田主幹

急傾斜地の崩落や土石流、地すべりに関しましては、北海道で危険箇所というものを指定しております。具体的に朝里川公園の場所が指定されているのかどうかは頭の中にはないのですが、繰り返しになりますが、そのように指定されている場所以外でも土砂災害が発生するおそれは十分にあると思いますので、住民の皆さんの防災意識を高めていくことが必要だというふうに考えております。

○林下委員

今、道の指定ということも言われていましたけれども、傾斜が30度以上、高さは5メートルという、地すべりの危険箇所の基準がたしかあったと思うのです。今回の大雨の災害を踏まえて、国は新たな避難対象の通達というものをされているようでありますけれども、これらのものに、今、話がありましたような地質や地層といったものは、指定基準に配慮はされているのかどうか伺います。

○（総務）半田主幹

警戒区域の指定基準についてなのですが、現在、国で区域指定をしやすいとするという方針が示されております。ただ、詳細については現在のところ不明なところでございます。

○林下委員

国の新しい基準についての動きはまだ不明なところがあるということで、ただ、その指定をしやすいとするという御答弁でしたけれども、こういう指定についてはこれまでも、住民の理解、利権や居住権などいろいろなことがあって、指定がなかなか難しいということで、見送られてきたと伺っているところなのです。例えば、これからそういう国の新たな基準で指定する場合、住民の理解と協力が不可欠だということは変わらないと思うのですけれども、現在、危険だという認識と危険地域の指定が難しいという判断をされている地域がまだ残っているのかどうか、その点についてはいかがですか。

○（総務）半田主幹

警戒区域の現地調査が終わっているにもかかわらず、住民の方の理解がなかなか得られなくて、指定されていない箇所があるというふうに聞いております。

○林下委員

確かにそういう課題というのはこれからも続くと思うのですが、最近のこうした記録的な大雨などは今後も起こり得るという前提で考えた場合、市内ではどのくらいの地域、どのくらいの件数、あるいは避難対象となる人員というのは、今後、新たな基準でいえば、相当増えると、あるいは、具体的な数値的なものは把握されていますか。

○（総務）半田主幹

避難勧告の対象者につきましては、現在、市内で土砂災害危険箇所が519か所ございまして、その区域内にお住まいの方につきましては避難勧告の対象であるというふうに考えております。ただ、現在、先ほど申し上げたマニュアルを策定する中で、何名の方がいらっしゃるのか、何世帯の方がいらっしゃるのかという把握につきましては、作業を進めているところでございます。

○林下委員

いずれにしても、国の基準も見直されるということで、こういった異常気象という状況を考えますと、やはり対策は早急に、スピード感を持ってやっていくことが非常に大事だと思っていますので、ぜひ早くこういった国の基準に基づく避難計画をつくっていただきたいと。具体的にそういったものができるめどは立っていますか。

○（総務）半田主幹

避難勧告等の判断・伝達マニュアルにつきましては、現在、年度内をめどに作業を進めているところでございます。

○林下委員

次に、電気料金の値上げ問題と再生可能エネルギーについて質問します。

これについても既にいろいろな角度から議論が行われておりまして、北海道電力株式会社の電気料金再値上げに伴う小樽市の影響額は年間で2億円に上ると言われておりますけれども、これだけの大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、再生可能エネルギーの導入や節電対策がどうも進んでいないと思うのですが、そういった立場で何点か伺います。

◎ESCO事業について

最近、企業や公共施設の省エネや節電を請け負うESCO事業というのが注目を集めていると言われております。そうした企業の売り込みや、そういった節電対策あるいは省エネ対策について、庁内でどのような検討が行われてきたのか、まず伺います。

○（財政）齊藤主幹

E S C O 事業について御質問がございました。

委員の御指摘のとおり、E S C O 事業というのは、企業や公共施設の省エネや節電を請け負う事業でして、具体的には、例えば照明の L E D 化など、E S C O 事業者の負担で省エネルギー工事を行いまして、E S C O 事業者は省エネルギー化によって浮いた費用の中から、初期工事費を含めて、8 年や 10 年といった長期契約の中で報酬を受け取るという仕組みになっております。

それで、この E S C O 事業の検討についてですけれども、E S C O 事業のメリットといたしまして、今、言いましたように、基本的には省エネによって浮いた費用の範囲で報酬を支払うという仕組み上、新たな費用負担が生じないこと、また、E S C O 事業者は一定の省エネルギー効果を保証することになっておりまして、一定の効果が得られなかった場合、E S C O 事業者が顧客の損失を補填することなどが挙げられております。これらのことから、E S C O 事業は、市の施設の節電を進めるに当たり非常に有効な手段の一つと考えております。

ただ、例えば、照明の L E D 化など省エネルギー対策を全て自前で行う場合と比べると、E S C O 事業者に支払う利益分が割高になることなど、いろいろ検討しなければならない部分がございます。また、E S C O 事業者が省エネ効果を保証するという関係から、契約期間中、改修工事などに制限がかかったりする部分もございます。E S C O 事業を導入する施設については、大規模改修や建替えがあるかなど、将来的な見通しを視野に入れながら検討する必要がありますので、それらを含めまして各施設の関係部局と協議してまいりたいと考えております。

○林下委員

いろいろな制約がありますし、例えば本庁舎でいえば 400 万円ぐらいですか、そういった電気料金の値上げの影響ということですから、こういった事業の契約をしても、あまり効果が見込めないのかなということはあるのですが、例えば、電気料金の影響が最も大きいとされているロードヒーティングや上下水道の関連施設の関係では、こういった E S C O 事業のようなものが適用されるというか、そういう引き合いなどはあるのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

まず、E S C O 事業者からの引き合いといいますか、話は現在ございませんけれども、委員がおっしゃるとおり、ロードヒーティングや水道施設など、電気料金が多くかかる部分がございます。ただ、この E S C O 事業は、先ほどのようなように、節電したその削減の分の費用の中から報酬を賄うものですから、ある程度節減の範囲の大きいものでないと事業として成り立たないという部分がございます。そういった意味で、ロードヒーティングや水処理施設などで果たして賄えるのかどうかというのは、E S C O 事業者などに確認してまいりたいと考えております。

○林下委員

先ほどの説明にもありましたが、発注者は初期投資なしで省エネの機器や、あるいは効果を期待できるという特徴がありますので質問したのですが、例えば、そういう事業者がロードヒーティングの電気設備をガスに替えるなど、そういったものを設備投資として会社にしてもらうことによって、多少節電が可能ではないかと考えておりますが、そういうところまで話はまだ進んでいないのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

E S C O 事業に対する検討はまだあまり十分進んでいない状況にあります。いずれにいたしましても、ロードヒーティングなど、電気代への影響の大きい部分なども含めまして、施設の管理部局と協議して、あと、E S C O 事業者とも話をして内容を把握してまいりたいと考えております。

○林下委員

◎再生可能エネルギーの導入について

次に、再生可能エネルギーの導入について、最近では自治体も、企業への屋根貸しや土地貸しにより、再生可能エネルギーを導入しているというのが増えていると言われております。小樽市の場合、そうした企業からの売り込

みといますか、引き合いといますか、そういったものがあるのか、あるいは、庁内で具体的にそういった検討をしているのか、その点についてまずお答え願います。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

屋根貸し事業等につきましては、本市においては今のところ、民間の具体的な引き合い状況はないということでございます。

（「市長、やらないと言ったものな」と呼ぶ者あり）

市内部で検討しているのかということですが、制度導入に当たっては、やはり北海道では特に積雪への対応が課題であるということを認識しておりまして、現時点ではまだ具体的な検討を行っていない状況であります。

○林下委員

何とかこういったものが導入できないのかということで、例えば、小樽市が所有している土地、張碓の高台や、潮見台でいえば潮見台公園といったところは人家からも離れておりまして、風力発電などの導入に最適ではないかと思うのですが、そういった検討をしたことはありませんか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

そのような地域での導入の検討ということですが、具体的に行政がそういう部分の計画をするということについては、現在、検討しておりません。

○林下委員

北海道は再生可能エネルギーの宝庫と言われており、よく新聞にも書かれております。例えば先般の報道でも、再生可能エネルギーの発電能力の比較が出ておりまして、これによりますと、道内では稚内市が 1 位なのですけれども、全国では 24 位、8 万 1,743 キロワットです。全国では、大分県大分市が 17 万 8,314 キロワット、10 位の大阪府大阪市が 11 万 4,180 キロワットということで、これを見れば、道内の自治体の取組の遅れが非常に際立っているのではないかと思います。企画政策室としてはこのデータをどのように受け止めておりますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

新聞報道等にありましたデータの受止めということですが、現在、北海道が新エネルギー導入拡大に向けた基本方向というのを示しておりまして、こういう方向性もあるということで、我々としてはそれを踏まえながら、道内で少しでも再生可能エネルギーが導入できるように、普及に向けた検討は続けていきたいと思っております。

○林下委員

先ほど風力発電の関係で話をしましたが、日本海側では風力発電の企業の参入が多くなっている、太平洋側では太陽光発電の企業の参入が多いと一般的に言われております。ここで特徴的なのは、再生可能エネルギーの発電能力で道内 3 位に札幌市が入っておりまして、この中身は、個別の住宅に設置された太陽光発電の多さが 3 位に上がったという実績として示されております。これは市独自の助成によるものと思います。

いろいろな課題について、例えば小樽市の住宅リフォーム助成では、太陽光発電設備の設置も項目としては載っているのですが、実は設置した実績が全くないと言われております。こういう機会に国の助成制度も活用しながら、普及に前向きに取り組んでいくことが大事だと思うのですが、今後の対策といますか、考え方について、あればお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今後の再生可能エネルギー普及促進に向けた対策ということですが、今後につきましては、今、石狩湾新港で風力発電の開発を計画しているということがありますので、そのような条件が整った民間開発事業に対しては、できるだけ事業に協力していくというのもございます。市内のエネルギーの能力といますか、そういう部分の調査の検討を含めまして、今後とも再生可能エネルギー等の導入・普及について調査・研究を行っていきたいと考えております。

○林下委員

◎北海道新幹線について

次に、最近の動きとして、道が、北海道新幹線が新函館北斗駅まで開業する2016年3月を見据えて、終着駅から何に乗り継ぐか、ニーズ調査を行うと言われております。私もさきの総務常任委員会で、新函館北斗駅までの開業を見据えて、増加する観光客を小樽や後志に誘導し、何とか経済効果を最大限に発揮させるためには、都市間バスが有効であり、早急に後志の各町村と連携して取り組むべきだと申し上げました。今回の道のニーズ調査にはどのような対応をされているのかお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道のニーズ調査ということでございますけれども、この調査の実施主体につきましては、北海道が事務局を務める官民連携組織である北海道新幹線開業戦略推進会議となっておりますが、北海道によりますと、ニーズ調査の内容につきましては、新函館北斗駅からの移動手段や次の目的地などについての調査を予定しているとのことでした。内容や実施時期・手法などについては、現在、検討中であると聞いております。

○林下委員

確かに考え方はそういうことだと思うのですが、主な考え方というのは、新函館北斗駅から札幌へのアクセスをどうするかというのが議論の中心にどうしてもなっていると。JRの特急の増発や都市間バスの増発などが中心的に検討されていると言われておりますけれども、今、何としても、新函館北斗駅までの開業以前に何とか動かなければ、後志全域にその経済効果を引き出すことがなかなか難しいのではないかと、道の動きなどいろいろなことを待っていても、後志・小樽全域に経済効果が及ぶような対策にはなかなかならないのではないかと、このことを非常に懸念しています。その点について、例えば後志の各自治体との協議などはどういった状況になっていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

開業効果を道南地域から後志に波及させるための取組につきましては、前回、話させていただきましたとおり、平成26年5月にオール後志による北海道新幹線しりべし協働会議を設置し、具体的な取組について協議しているところでございます。また、その後、道南地域との都市間バスを含めた2次交通のあり方につきまして、新幹線開業後の東北・北関東圏からの利用者が多くなると見込まれることから、先月、後志地域二次交通検討会議が北海道後志総合振興局によって設置されまして、小樽市も参加しております。その中で検討を進めている状況でございます。

○林下委員

何とか早くそういった具体的な対策をとってもらいたいということで、JRの経営陣などにも、例えば都市間バス、あるいは中央バスの皆さんにも、何とかそういったものを実現できないかという話をずいぶん前からしてきたのですが、最近、JRが週末限定で特急を函館駅まで直通で、期間限定で運行させるということを伺っております。これについて、今後の考え方も含めて、JRからは聞いていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

札幌駅から小樽駅を経由して函館駅まで行く特急についてでございますけれども、JRによりますと、8月19日火曜日から31日日曜日までは毎日特急を運行させ、9月5日金曜日から9月15日月曜日の祝日までは、金曜日、土曜日、日曜日、祝日に運行させていたということを聞いております。

また、新函館北斗駅までの開業に伴う運行の強化につきましては、新幹線の開業の動向を見極めながら、JRにて今後判断されていくものと考えております。

○林下委員

いずれにしても、小樽市としては後志圏と連携して早く対策をとらなければ、開業に間に合わせようという考え方でなく、開業前に市民、あるいは利用者の定着化を図ることがなければ、将来的にも経営がなかなか難しいという形になるのかなと思うものですから、ぜひ今からそういう対策について、具体的な、後志圏を含めた議論

を深めていただいて、連携を早くやっていただきたいということでお願いしておきます。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

オール後志の取組ということで、現在、二つの会議が立ち上がっておりますけれども、その中で議論を深めながら、開業効果を引き出すための活動を今後ともしてまいりたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎高速道路と小樽ジャンクションについて

最初に、高速道路と小樽ジャンクションについて伺います。

2018年、平成30年に手稲インターチェンジが小樽方向に乗り入れできるようになると、調査・着工するという報道がありました。この部分について、将来的にも小樽からおりられない3方向のままなのかというと、やはり考えにくくて、いずれ小樽方向からおりることも可能になると思われます。そうなった場合、小樽をそのまま通過して、余市など後志管内の方が札幌のほうに抜けてしまうのではないかと。また、医療関係でも、当然ながら手稲溪仁会病院に流れてしまう。また、札幌西インターチェンジのあたりに大型の病院が建設されるという報道も出ました。そちらのほうまで持っていかれる可能性もあると。そういうことを考えると、小樽ジャンクションについてはもう一考しなければならないかなという状況になっていると思うのです。それについて、現在の進捗状況をお知らせ願えればと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

現在、小樽ジャンクションにつきましては、札幌方面ランプのみのハーフジャンクションで整備される計画となっております。当初計画の、小樽方面から乗りおりできるフルジャンクションでの整備を、小樽市をはじめとしまして20市町村及び議会、国土交通省、NEXCO東日本などに要望を行っているところでございます。今年も国やNEXCOに強く要望しておりますけれども、要望ごとに地元の熱意が伝わっており、国では必要性や公共性が極めて高いものと理解していただいております。ただ、実現に関する具体的な回答はこれまでのところいただけない状況になっております。

○成田委員

金額も以前の答弁の中でおよそ100億円と予想されるという話もありました。さらに、双方向から乗り入れできるようになれば、今の形態だと、料金所が必ず必要になってきます。そうしたら、当然ランニングコストもかかるということを考えると、なかなか首をうんと縦に振らないということは十分考えられるわけです。

そのような中で、国土交通省が先月末に、スマートインターチェンジの設置に対しては事前の調査や検討の費用を支援するという方針を固めたそうですが、小樽ジャンクションから小樽西インターチェンジまでの間でスマートインターチェンジ設置の可能性がある場所がないのかというところが非常に気になります。当然、高架やトンネルが主体なので、なかなか難しいとは思いますが、一方でその長い距離の間、おりる場所が全くない、例えば業務用の車両がおりる場所もないということは考えにくいので、そういった管理用道路のようなところを拡張して、乗り入れできる場所を設けていないのか、また、そういったところの可能性はNEXCOにどのように確認しているのか、お聞かせ願えますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

小樽ジャンクションから小樽西インターチェンジまでの地形については、委員のおっしゃるとおり、トンネル、高架橋が主な形態となっております。接続するためには多額の費用を要する状況になっております。

スマートインターチェンジにつきましては、採択要件としまして、費用対効果という、投資した額でそれを回収

できるかというところがございまして、そこにつきましてはなかなか困難なものでございまして、難しいものであると考えております。

また、業務用として N E X C O が使う道路についてなのですが、N E X C O に問い合わせたところ、今のところ業務用の道路を設置する予定はないとの回答を得ております。

○成田委員

ジャンクションに非常に多額の費用がかかるのであれば、スマートインターチェンジも含めた簡易的なおりところが、中心部にアクセスしやすい近いところであれば、それがかわりの手段になるわけで、それが果たして 100 億円かかるのかどうかということも考えていかなければならないと思うのです。たとえスマートインターチェンジの設置が困難でも、費用が多少かかったとしても、100 億円より安く上れば、そこにつくことも不可能ではないと思うので、その辺は、動向を見ながら、業務用道路が全くないというのは、果たしてそうなのか、わかりかねるのですが、今後の動向や工事の状況を見て、調べてもらいたいと思います。

それで、なぜこのような話をしたかということなのですが、ほかの地域の状況を見ていると、北海道内で高速道路の計画で、今回、名寄までと、足寄から陸別までの 2 区間の建設凍結が解除されたという報道もありました。そのような中で、その理由として、高速での救急搬送といったところに必要ではないかということが考慮され、凍結が解除されたと、国土交通大臣からの話があったそうです。それで、本市において、小樽ジャンクション若しくはスマートインターチェンジの設置に当たって、小樽が後志地区の広域医療の受皿になっているという点をよりアピールして、そういった予算を持ってくるというようなことが必要ではないかと思っております。以前も同じことを申し上げたと思うのですが、小樽だけではなく、岩内や余市など、特に岩内では、今、救急医療が非常に苦しい状況だと伺っていますけれども、そのような中で、いろいろな地域の医師会や医療関係者の方とも、小樽が最後の受皿になるのだというようなところまでがっちり状況を説明して、今後のそういったジャンクション設置、若しくはそれにかわるようなものの設置を要望していただきたいと思うのですが、それについて御見解をお願いします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

後志地域からの救急搬送につきましては、小樽市への依存が強まっているものとは認識しております。災害時の体制強化や物流ネットワーク、広域交通の面からも、今後、小樽市はもとよりオール後志といたしまして、広域医療を前面に出しながら、今後も要望活動をしてまいりたいと考えております。

○成田委員

お願いします。

◎通学路の安全確保について

次に、通学路について伺います。

過去に本市において、歩道やガードレール、信号等がなかったことによって起きた児童や生徒の交通事故は、一体何件ぐらい把握しているのか、また、その中で、大きな事故などはあったのか、わかる範囲でお聞かせ願えればと思います。

○（教育）学校教育課長

平成 25 年度と 26 年度の児童・生徒の交通事故の件数で申し上げますと、5 件ございました。ただ、これらは、車道の横断によるものと、信号のある交差点での左折車両との接触などでございまして、いずれも歩道、ガードレール等がないことを起因とする交通事故ではありませんでした。ただ、けがなどがなく、事故という扱いになっていませんが、歩道のない道路で車のドアミラーと腕が接触したという報告が 1 件ございました。

また、大きな事故につきましては、ただいま申し上げましたもののほか、24 年度以前におきましても、ここ 10 年ぐらいは、歩道等がなかったことを起因とするものはなかったと承知しております。

○成田委員

先ほど酒井委員からも質問があったと思うのですが、通学路に関しては、いろいろな地域の状況の中で、子供をなるべく守るような通学路を確保してあげることは大人の責務だと思っております。先ほど、午後 1 時半ぐらいのニュースで、東京都世田谷区で、児童に軽トラックが突っ込んで、女の子が一人、心肺停止だと報道されておりました。やはりそういった部分で、歩道やガードレールの設置を子供のためにしてあげるといのは、ある意味、非常に必要な、考えなければならない項目ではないかと思っております。

そのような中、今回、ドリームビーチにつながる市の管理道路で飲酒運転による死亡事故がございました。非常に痛ましいものでありますし、被害者の方には本当にお悔やみ申し上げます。ただ、これについて、今後、本市も対策をどうするのだというような話も上がってございましたが、この事件については歩道がなかったことが主な要因ではなく、飲酒運転自体が悲惨な事故を起こした要因だと思っております。仮にあそこに歩道があったからといって、被害を防げたかという、それはどうかわかりません。今、ドリームビーチにつながる管理道路での歩道の設置などいろいろ議論されていますけれども、それよりもやはり、子供などの弱い方、高齢者の方も含めて、そういった方たちを守るための歩道やガードレールなどの設置を優先していくべきではないかと、特に通学路については、そういった部分をぜひもっと市当局に言ってもらいたいと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願えますか。

○（教育）学校教育課長

通学路での歩道等の設置につきましては、物理的に困難な場所もあるのですけれども、これまでも、小学校の再編に当たって通学経路が変わることを契機として、歩道が新設された箇所もございますし、平成 24 年度の緊急合同点検の中でも防護柵の設置が 3 か所ございましたので、今後とも、建設部など関係部局と協議の上、安全面から歩道の設置が必要な箇所につきましては要望して、庁内的に検討していきたいと考えております。

○成田委員

ドリームビーチの件も抱えてなかなか要望しにくい時期だとは思いますが、そこはまた別の話と考えて、要望をしっかりとさせていただきたいと思います。ドリームビーチの件の被害者の方に何もするなということを申し上げているわけではございませんが、市長は本会議で 1 億円ぐらいかかると言われていましたけれども、果たして、そこに歩道をつくって、夏だけしか使わないところに歩道を設置するのが本当にいいのか、それよりも、御遺族の方の心情や状況を伺って、そこに慰霊碑を設置するなどもう少し飲酒運転の撲滅の啓発のところにかわりの案としていろいろ予算をつけるということも、考えられる一つの方法だと思いますので、大きな事故が起きたから、そこに歩道をつけるという、安直と言ったら言い方が非常にあれなのですが、そこは、いろいろな地域の状況も考えながら、設置といったことを考えてほしいと思います。

◎防災について

最後に、防災について伺います。

先日、札幌圏で非常に大きな雨と災害等がございました。皆さんもエリアメールなどで早朝に起こされた方が多いかと思います。

そのような中で、今まで、ごく一部の地域で出されるものだと思っていた気象庁の特別警報が、隣の札幌圏を含めた広い範囲で出されたというところで、特別警報が発令されたときに、本市はどのような対応をされていくかというところが非常に気になっております。特に、携帯電話を持っている方だと、今、言った形で避難勧告が伝わるのですが、高齢者の方では携帯電話も持っていないし、さらに、テレビをつけていなければ、警報が出ていることもわからないという状況もあったと伺っています。その中で本市はどのように対応していくか、見解をお聞かせください。

○（総務）半田主幹

まず、特別警報が発令された際の小樽市の対応についてでございますが、地域防災計画に非常配備基準を設けて

おります。災害の発生規模及び特性に応じて配備体制をとっていくことになっておりまして、特別警報が発令された際の災害の状況や規模によるとは思いますが、第 3 非常配備ということで、災害対策本部の全員をもって当たる体制をとると思われます。

それと、テレビ、ラジオでも特別警報が発せられていることになかなか気づかれない方がいらっしゃるという点につきましては、我々のもう一つの手段といたしましては、消防署からのサイレン等によりまして避難勧告を呼びかけるという手段がございます。あと、消防団が広報車を使って現地を走るという手段をもって避難を呼びかけるという方法をとってまいりたいと考えております。

○成田委員

もう一点、今回、札幌市では、避難勧告を大規模な範囲で出されたという中で、避難所を開設するよりも先に避難勧告を出したと、一、二時間後に避難所が開設されたという話でした。それで、当然ながら、緊急的な、突発的な大雨といったものがあるということを想定できる中で、小樽市でも同様なケースが起きた場合に、避難所の開設についてはどのような段階を踏んでいつて行うのか、もちろん避難勧告を先に出すのがだめだという話ではなく、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、そういった事例が札幌市であったということなので、それについても見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）半田主幹

避難所の開設につきましては、市職員から、小・中学校の避難所を開設する開設職員という者を 2 名指名しております。この者に対して、避難所を開設する際には防災担当から連絡いたしまして、避難所を開設するという手順を踏んで開設することになります。

○成田委員

開設するよりも、勧告が出されるとか、時間的な、スピードとかいろいろなものがあると思うのですが、ぜひ今後も、そういった場合、ケースがあり得るということを想定したような避難所開設というのも改めて検討していただきたいと思います。

少し話が変わってしまうのですが、先々月、7 月に福島第一原発のすぐ近くまで行ってきました。福島県浪江町です。原発から大体 5 キロメートルぐらいの範囲のところまで行きました。除染等いろいろな様子も見てきましたけれども、原発に近いから、線量が高いかと思ったら、そうではないのです。浪江町の居住制限区域の中に入りましても、除染が行われているところは意外にそれほど線量が高くないのです。どこが高くて入れないかというと、山の中なのです。なぜ山の中で高いのだと、もちろん風向きなどでそういったこともあるとは言っていたのですが、坂道が多いところは表土を削れなくて除染ができないのだと。特に小樽の場合は、こういった傾斜地が多い中で、表土を削ろうと思うと、手作業になると、重機で入れないと、そのような中で除染するのが難しく、傾斜があるところは除染が後回しになってしまう、若しくは費用がすごくかかってしまうというような話をされてきました。ぜひ、小樽で万が一何かあったときに、そういったところがなかなか対応しにくくなる土地の形態かと思っていますので、少しそのような話を耳に残しておいてもらえればと思います。

それで、いろいろな地方議員と一緒にそういった東日本大震災の跡を回っていて、いわき市の清水市長から、自治体に戻ったら、これだけは決めておいたほうが良いということの一つ言われたので、それについて伺います。

食料の配給についての話なのですが、まず、本市の 1 日における最大の食料の供給可能数は一体何食かと。もちろん備蓄分などいろいろなパターンがあると思うのですが、それについてお聞かせ願えますか。

○（総務）半田主幹

本市における最大備蓄数なのですが、クラッカーが 1 万 4,210 食分、アルファ米が 9,700 食分となっております。

○成田委員

二つ合わせて大体 2 万 4,000 食ぐらいということで、今回、札幌であった避難勧告のように、人口の 3 分の 1 以上

に避難勧告が出た場合、本市では 2 万 4,000 食あったとしても、人口の 3 分の 1 の分を補うことができないという状況になると思います。もちろん、備蓄米などだけが必要かという、当然ながら、いろいろな食料をつくっていらっしゃる会社などもございますので、そういったところから搬入されるということも想定されていると思います。

そこで、大規模災害やそういった避難時において配給するときに、備蓄食料や支援された食料が避難者数より少なかった場合は、一体どのように配給を行っていくか、決めているのでしょうか。

○（総務）半田主幹

避難所の運営体制や施設の管理、食料・水等の配給などを定める避難所運営マニュアルの策定の中では、食料に不足が生じた場合には、障害者、高齢者、子供、大人の順に配分することなどを検討しております。

○成田委員

それで、そういった形でおおむね皆さんは納得するとは思いますが、いわき市に食料が送られてきたと。競輪場かどこかに 3 万食とか 5 万食とかという形で送られてきたそうです。人口が 32 万人なのです。当然ながら全員に行き渡らないと。そのような中で、しかも、来るのがなかなか遅くて、賞味期限ぎりぎりのものがやってきたそうです。配給するときに、行政が賞味期限の切れたものを配給できるかという、配給できない、そういったことがありますよね。公平性の観点から、一体どこを区分にして、御高齢であるとか、子供であるとか、障害を持っているとか、いろいろな判断基準があると思うのですが、結局、そのところで公平性が保てなくて、腐らせてしまったそうです。四、五万食というような単位でやってきたけれども、配給できずに腐らせてしまっていたそうです。そのような中で、実際、避難されている方は食べるものに非常に困っているという状況だったと聞いています。そのような中で、結局、いわき市がとった手段というのは、震災が起きてから 4 日後ぐらいに、民間に全部委託したそうです。いわき市の場合は、青年会議所に委託したと。民間に委託すれば、その部分で、不公平という部分も、市という公共性の高いところが配ったわけではないから、その辺の裁量はお任せすると。さらに、賞味期限が切れたものを配るというところも、やはり行政が配るわけにいかないの、おにぎりの賞味期限が 1 時間切れたとか、数時間切れた弁当とか、そういったものまで廃棄してしまうかという、非常時にはそれでも食べようと思えば食べられるという、大体大丈夫だというのはあると思うのですが、そういったところも全部民間に任せてしまったと。結果的には、そのほうが非常にスムーズに食料の配給が回っていたという話を聞きました。

そこで、特に大規模災害のときの食料の配給については、信頼のおける民間団体に任せるなど、そういったところの方針だけをまずは定める必要があるのではないかと思います。それについて見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）半田主幹

先ほど申し上げました避難所運営マニュアルの策定の中で、避難所の運営については、市職員のほか、町会や避難所の代表などで組織された者によって、不足食料の把握や要請、配分などを行うことを検討しておりますが、民間団体への委託も含め、体制づくりを検討してまいりたいと思っております。

○成田委員

町会単位でのやりとりだと、うちの町会が足りないとか、そういったことが起きかねないので、一括してどこかに任せて配分したほうが良いと思います。実際の事例を伺って、ぜひこれはどのまちにも持って帰ってもらいたいという話でしたので、その辺の御検討をお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 19 分

再開 午後 5 時 43 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○鈴木委員

自由民主党を代表し、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について、不採択とする立場で討論をいたします。

特定秘密保護法とは、日本を外敵の侵略から守るという日本の安全保障にかかわる情報のうち、特に秘密にしておかなければならないものを特定秘密として指定し、この情報を扱う人を、その人の適性を含め決定し、情報を漏らしてしまったときの罰則を定めた法律です。

この法律の別表には、特定秘密として指定する事項が挙げられています。別表の第1号は防衛に関する事項で、例を挙げれば、自衛隊が使っている装備の性能や、どこに基地に何がどれぐらい配備されているかです。第2号は外交に関する事項、第3号は外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項です。第4号はテロ活動防止に関する事項です。

この法律の成立の背景には、先進国の中で我が国においては、スパイ等を取り締まる法律の制定が遅れ、罰則規定も軽微で、情報のセキュリティに対する意識も低く、事実、過去には最高レベルの防衛に関する情報が漏えいしたこともあり、そのために、同盟国の米国から安全保障に関する情報共有を拒まれた例もありました。陳情者が述べられました、国家の秘密は現在の法律によって十分保護されているというところは、この法律の罰則規定強化と情報入手者もその対象となることなどは必須な要件で、意見の分かれるところであります。

確かに、陳情者が心配されるように、裁判になったときにどれほどの情報が裁判の場で公開されるのかという規定がないことや、特定秘密を指定する第三者機関の設置・運営等が明確化されていないことは、我々、自民党の地方議員も不安に思う部分があります。しかしながら、昨年12月6日のこの法案の成立以降、各種世論調査の中で、説明不足の批判は多数あるものの、現在でも情報漏えいにより国家の安全が脅かされており、特定秘密保護法そのものの必要性は市民の皆様にも理解されていると認識しています。本年12月上旬に予定されている施行に向け、同法の施行令や運用基準のほか、第三者機関の設置・運営等の多岐にわたる事項について検討が進められている中、陳情者が心配されている点が明確にされるべきとは考えますが、陳情趣旨であります廃止を求めることまでは同意できません。よって、本陳情に対しては不採択を主張いたします。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。各会派の同意を求め、討論を終わります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第30号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第834号は採択を主張して、討論を行います。

まさか私以外に3会派が討論するとは思いませんでしたので、非常に簡単に討論を作成してきました。詳しくは本会議で述べさせていただきますと思います。

最初に、議案第30号小樽市非核港湾条例案についてです。

今年も、原爆投下があった8月に、広島市と長崎市でそれぞれ原水爆禁止世界大会が開かれ、国連のアンゲラ・ケイン軍縮担当上級代表は、日本で始まった署名運動が数百万人分を集めていることも大きな励みですと発言しました。世論は大きく広がっていますが、核兵器のない世界へ前進するには、核抑止力論を乗り越えることがますます重要です。

今、日本に求められているのは、アメリカの核の傘から離脱し、核兵器廃絶の先頭に立つことです。そのために、世論がさらに大きくなるのが最大の力です。小樽港に核の持込みを許さないことが条例化されれば、その一

翼を担うことができます。

次に、陳情第319号及び第810号についてです。

申告の種類により家族の労働が認められないとする不当な条文が所得税法第56条です。大もとには、女性は家事手伝いという古い時代の認識が引き継がれています。廃止を求めることは急務です。

次に、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方についてです。

全国の弁護士会が廃止を求める決議を上げています。秘密保護法は国民の基本的人権を侵害するものであり、憲法に反するものです。陳情者の説明でもありましたように、何が秘密か、それが秘密というのがこの秘密保護法です。直ちに廃止すべきです。

次に、そのほかの陳情について、新・市民プールの早期建設を求める声が今も広がっていることは、今定例会で署名が積み上げられていることにも示されています。教育委員会は市有地だけではなく、国有地、道有地も含めて検討すると言います。室内水泳プールを廃止し、そのお金を駅前再開発に使ってしまった責任は市にあります。市民へ新・市民プールの早期建設を約束したものが総合計画の前期実施計画でした。約束を果たすべきです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。

委員各位の賛同をお願いしまして、討論いたします。

○秋元委員

公明党を代表し、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について、不採択を主張し、討論いたします。

現在、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。国民の安全や国益を守るためには、これらにかかわる情報を迅速に入手する必要があります。しかしながら、日本では、安全に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備は万全ではありません。特定秘密保護法は、公務員などによる国家の安全保障上必要な情報の漏えいを防止し、国家の安全保障、国民の安全の確保に資することを目的としたものであります。

特定秘密保護法の運用をチェックする第三者機関の設置・検討の考え方や、最長期間の考え方についても明記されていますし、何より国民の知る権利については、条文に国民の知る権利、報道の自由も明記されています。報道機関の取材行為は、法令違反や取材対象者の人格をじゅうりんするような著しく不当な方法に当たらない限り、正当業務行為として処罰の対象とはならない旨も条文化され、国民の知る権利が侵害されることはないとの考えから、不採択を主張いたします。詳しくは本会議において述べたいと思います。

○林下委員

民主党・市民連合を代表して、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について、採択を主張して討論いたします。

委員会の休憩中に陳情者から陳情趣旨説明があり、第2回定例会でも同趣旨の討論をさせていただきましたが、この法律案は昨年秋の臨時国会に提出され、野党の反対のみならず、全国の弁護士会やマスコミ、関係団体、憲法・刑事法の研究者団体、多くの自治体など国民各層から、表現の自由や知る権利の侵害、憲法上の人権侵害の観点から反対や慎重審議の声がある中で、審議入りからわずか20日間で強行採決され、10日後には参議院でも強行採決されました。以降、今日まで10か月余りが経過しておりますが、今なお、国民各層から、国民の権利侵害といった重要な問題提起や疑念の声が続いています。法律が成立してもなお、こうした運動が広がり続けていることは異例と言わざるを得ません。そして、最近では、アメリカをはじめ諸外国からも、我が国のこうした動きで、再び軍事大国化を目指すのではないかと疑念や懸念が広がっていると言われております。こうしたことは、戦後、我が国が培ってきた世界に誇る平和国家を一変させるものであり、極めて危険な法律と言わざるを得ません。

詳しくは本会議で討論させていただきますが、こうした国民生活の基本的な権利を侵害する法律の廃止を求めることは極めて妥当なものであり、委員各位の御賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第30号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第811号について採決いたします。

採択とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は不採択と裁決いたします。

(「あら」と呼ぶ者あり)

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。